

第3期 山中湖村
子ども・子育て支援事業計画
【令和7年度～令和11年度】

山中湖村
令和7年3月

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格・位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
第2章 山中湖村の子どもたちのすがた.....	3
1 人口や世帯の動向等.....	3
2 子育て施策の実施状況.....	8
3 ニーズ調査結果のとりまとめ.....	13
第3章 計画の基本的な考え方.....	23
1 計画の基本理念.....	23
2 計画の重点施策（重点目標）と分野別施策（基本目標）.....	24
第4章 重点施策（子ども・子育て支援サービスの見込み量と確保方策）.....	27
1 教育・保育提供区域の設定.....	27
2 総人口及び子どもの人数の将来推計.....	29
3 幼児期の学校教育・保育事業.....	30
4 地域子ども・子育て支援事業.....	34
5 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保.....	47
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	47
第5章 分野別施策.....	48
基本目標1 すべての家庭が安心して子育てできるむら.....	48
基本目標2 健やかに産み育てることができるむら.....	52
基本目標3 豊かな個性を育み、親と子どもがともに学び育つむら.....	57
基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしいむら.....	62
第6章 計画の推進に向けて.....	66
1 計画の周知と推進体制.....	66
2 計画の進行管理.....	66
第7章 資料編.....	67
1 山中湖村子ども・子育て協議会設置要綱.....	67
2 山中湖村子ども・子育て協議会 委員名簿.....	68

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の急速な少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少は社会にひずみをもたらし、経済社会の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題となっています。こういった少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況、健康上の理由など、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されています。

そのような中で令和5年4月に、子どもに関する福祉行政を一元的に取り組む司令塔として「こども家庭庁」が発足し、同時に「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」では、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化されました。この「こども大綱」では、全ての子ども・若者が生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、社会全体で取り組む姿勢が示されています。

また、令和6年6月には「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置が講じられました。

さらに、同月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部が改正され、「貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため」と目的に明記されるなど、目的及び基本理念において解消すべき「こどもの貧困」が具体化されました。このように、我が国の子どもを取り巻く課題の解決のため、子ども・子育て家庭、若者を取り巻く環境や法制度等は目まぐるしく変化しています。

本村においては、子ども・子育て家庭を取り巻く環境の様々な変化に対応して、子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもが尊重され、子育てが大切にされる社会を計画的に構築するための指針として、平成16年3月に全国53の先行策定市町村の指定を受け、「山中湖村次世代育成支援地域行動計画（前期計画）」を策定しました。また、平成27年には5年を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年度から第2期計画を策定し、一貫して「げんきに生まれ育つ やまなかこっ子計画」を基本理念とする施策を継続的に推進してきました。

この第2期計画が令和6年度で計画期間が満了することから、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第3期山中湖村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。本計画では、村の宝であり、村の将来を担うかけがえのない存在である子どもの育ちを支援し、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、本村の子ども・子育て家庭を取り巻く新たな課題の解決に向けて取り組みを進めます。

2 計画の性格・位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条により、策定が求められている「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、山中湖村第5次長期総合計画や関連計画との整合を図り、効率的な計画とします。

また、本計画は、子ども・子育てに関連する以下の計画を一体的に定めたものです。

- ・子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」
- ・次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「こどもの貧困解消計画」

子ども・子育て支援法 第2条（基本理念）

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

子ども・子育て支援法 第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画は、令和7年度を初年度とし、目標年度を令和11年度とする5か年計画です。また、計画は5年を1期とされていることから、令和11年度中に第3期計画の見直しを行い、令和12年度を始期とする次期計画の策定を予定しています。なお、5年間の計画期間中であっても、法律の改正や制度の変更等、様々な状況の変化により、見直しの必要が生じた場合は、適宜計画の見直しを行っていくものとします。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
第2期計画 推進年度 (令和2年度～令和6年度)								
	見直し	第3期計画 推進年度						
						見直し	次期計画 推進年度 (令和12年度～令和16年度)	

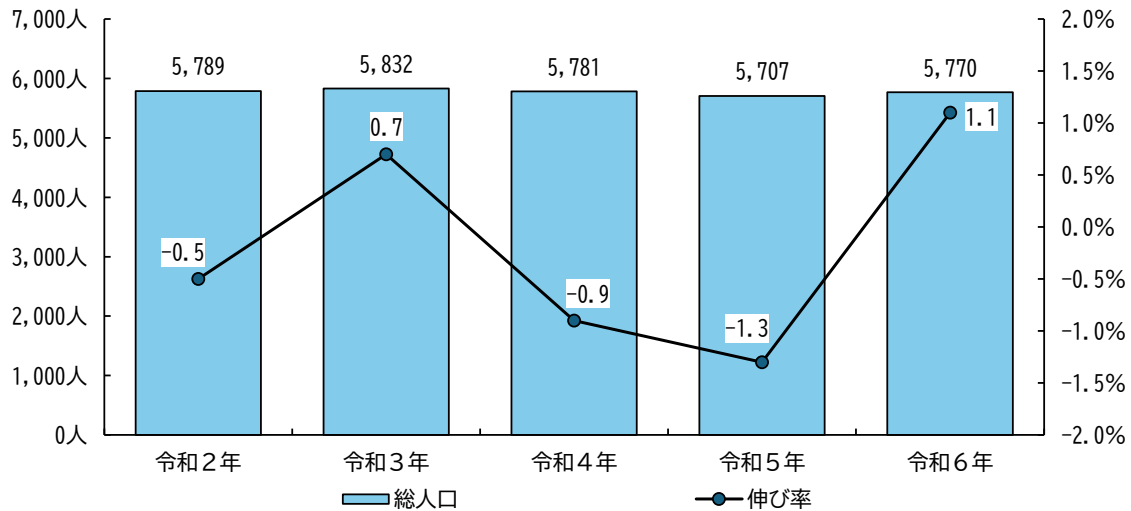
第2章 山中湖村の子どもたちのすがた

1 人口や世帯の動向等

1 人口・世帯の状況

総人口と伸び率の推移

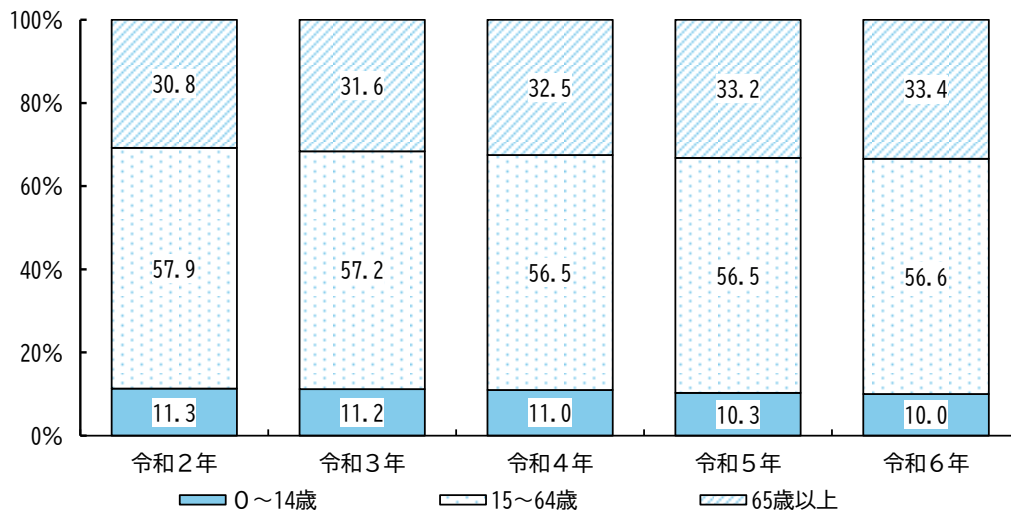
令和6年の総人口は5,770人と、前年より63人多くなっています。令和2年以降は5,700～5,800人台で推移しています。



資料：山中湖村 住民基本台帳（各年3月31日現在）

年齢3区分別 人口比率の推移

令和6年の年齢3区分別人口比率は、0～14歳が10.0%、15～64歳が56.6%、65歳以上が33.4%となっています。令和2年以降、0～14歳は減少傾向、65歳以上は増加傾向となっています。

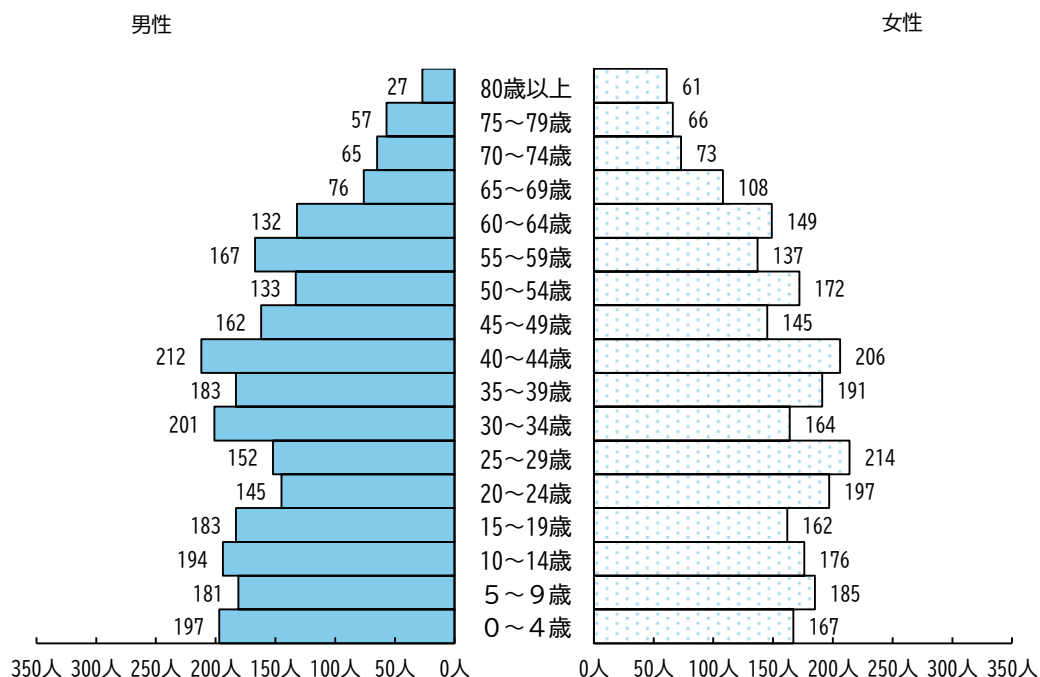


資料：山中湖村 住民基本台帳（各年3月31日現在）

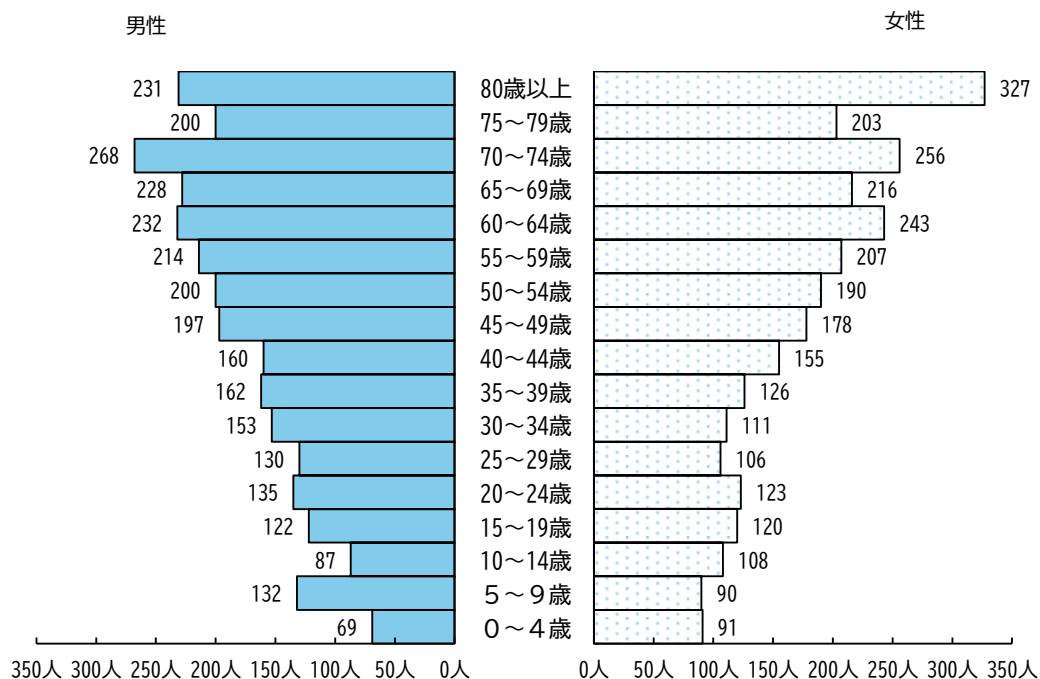
5歳階級別・性別 人口の推移

平成2年と令和6年の5歳階級別・性別人口を比較すると、男女ともに45歳以上が増加し、44歳以下が減少していることがわかります。65歳以上の高齢者については、男女ともいずれの階級でも100人以上の増加となっていますが、中でも女性の80歳以上が266人の増加と増加幅が突出して大きくなっています。

【平成2年】



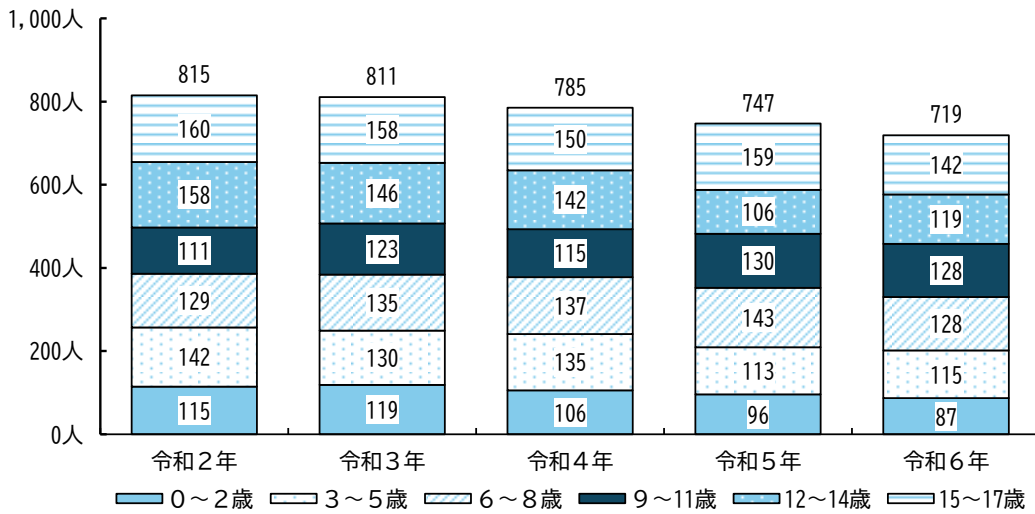
【令和6年】



資料：平成2年は「国勢調査」（10月1日現在）、令和6年は「山中湖村 住民基本台帳」（3月31日現在）

18歳未満人口の推移

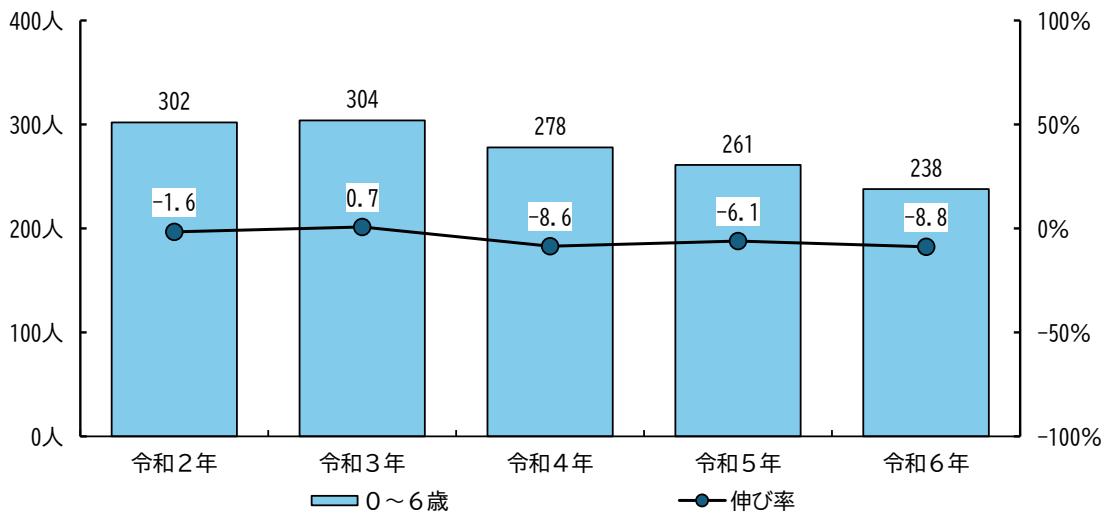
令和6年の18歳未満人口は、719人となっています。年齢別にみると、15～17歳が142人と最も多く、6～8歳、9～11歳が128人、12～14歳が119人と続いています。令和2年以降、18歳未満人口は減少傾向にあります。



資料：山中湖村 住民基本台帳（各年3月31日現在）

0～6歳人口と伸び率の推移

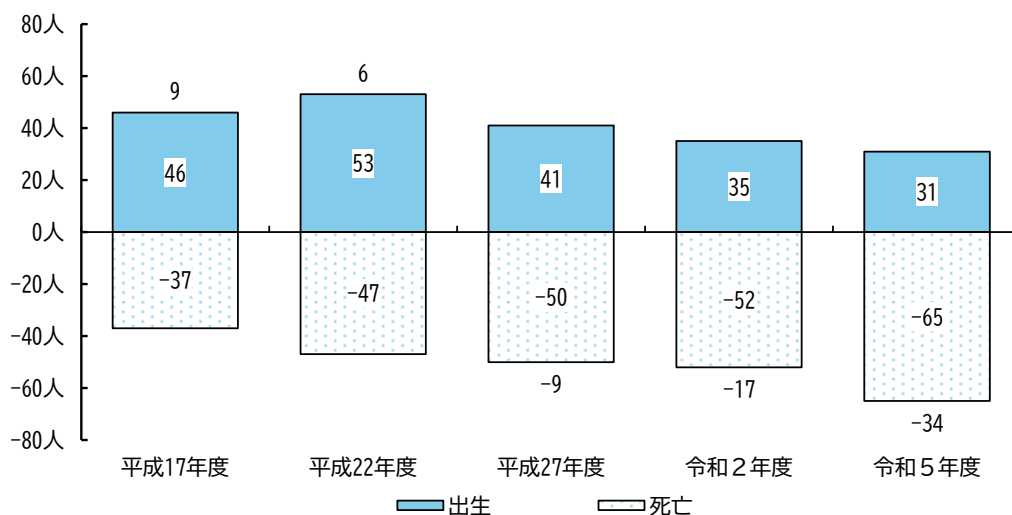
令和6年の0～6歳人口は238人と、前年より23人少なくなっており、減少傾向にあります。



資料：山中湖村 住民基本台帳（各年3月31日現在）

出生数、死亡数と自然動態の推移

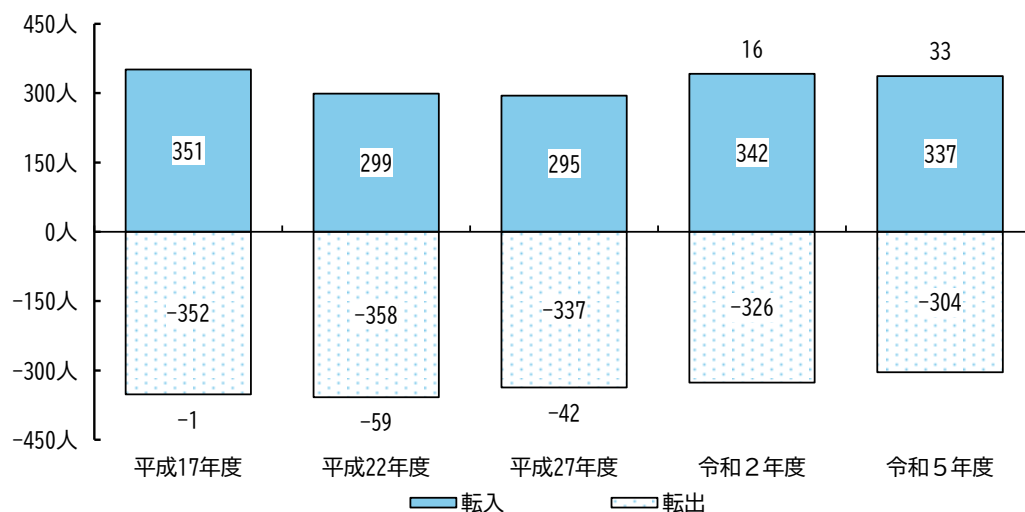
令和5年度の出生数は31人、死亡数は65人と、自然動態はマイナス34人となっています。平成17年以降、出生数は一旦増加したものの減少傾向にある一方、死亡数は増加傾向にあり、平成27年以降の自然動態はマイナスで推移しています。



資料：山梨県常住人口調査結果報告（※前年10月1日～登録年9月30日の間の集計）

転入数、転出数と社会動態の推移

令和5年度の転入数は337人、転出数は304人と、社会動態はプラス33人となっています。平成17年以降、転入数・転出数ともに300人前後で推移しており、令和2年以降の社会動態はプラスで推移しています。

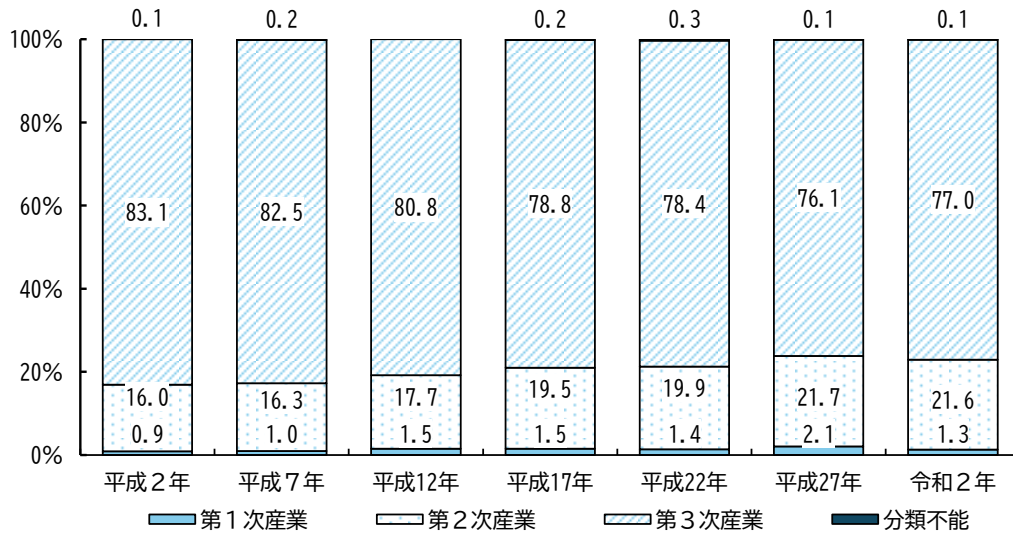


資料：山梨県常住人口調査結果報告（※前年10月1日～登録年9月30日の間の集計）

2 産業・就業の動向

産業別就業人口構成比の推移

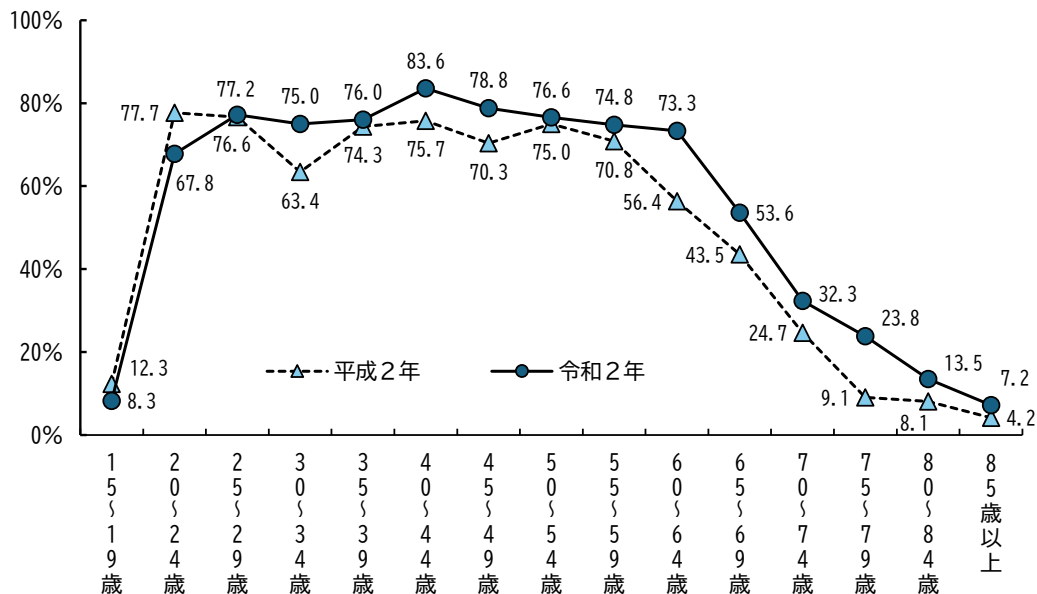
令和2年の産業別就業人口構成比は、第1次産業が1.3%、第2次産業が21.6%、第3次産業が77.0%、分類不能が0.1%となっています。平成2年以降、第2次産業が微増傾向、第3次産業が減少傾向にあります。



資料：国勢調査（10月1日現在）

女性の年齢別就業率

令和2年の女性の年齢別就業率は、25～64歳において7割を超えて高く、特に40～44歳において83.6%と最も高くなっています。平成2年と比較すると、15～24歳以外の年齢層で、令和2年の方が就業率は高くなっており、働きながら子育てを行っている女性の割合がより高まっていることがうかがえます。

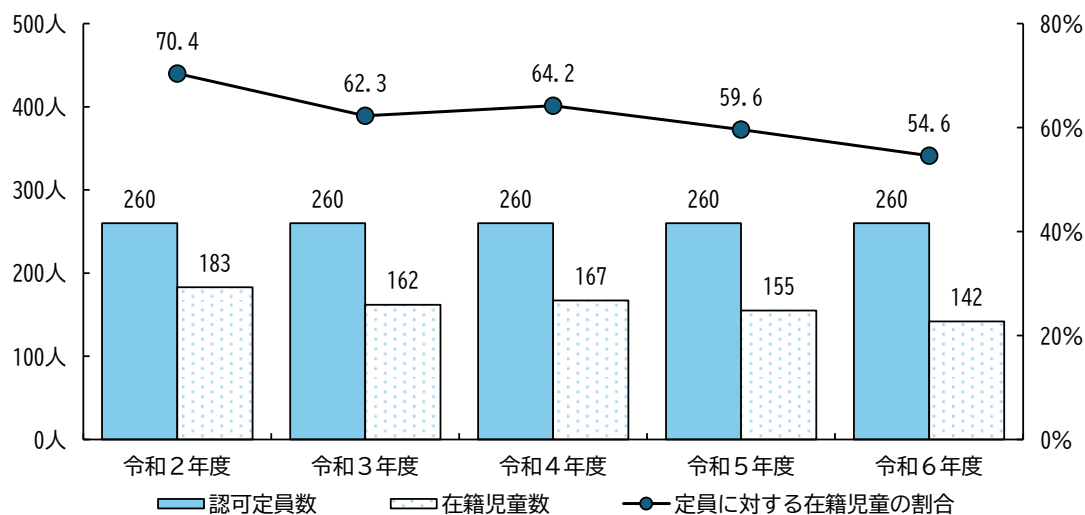


資料：国勢調査（10月1日現在）

2 子育て施策の実施状況

保育所の在園児童数・定員に対する在籍児童の割合の推移

令和6年度の保育所の在籍児童数は142人、定員に対する在籍児童の割合は54.6%となっており、令和2年度以降、在籍児童数、定員に対する在籍児童の割合ともに最も低くなっています。



資料：山中湖村資料

特別保育等利用の状況の推移

村内では、延長保育と一時保育を実施しています。実施状況は、下表のとおりです。

	具体的実施内容	実施保育所	受入可能人数(人)
延長保育 (18時以降)	保育時間までに送迎できない児童を、短時間は、朝7:30~8:30、夕方16:30~19:15、標準は、18:30~19:15で預かる。	山中保育所	20
		平野保育所	10
一時保育	満1歳以上の村民で、保護者が保育できない時に週3回まで預かる。月、水、金。	山中保育所	5
		平野保育所	3

延べ人数(人)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延長保育(18時以降)	376	560	247	234	185
一時保育	167	34	131	176	152

資料：山中湖村資料

地域子育て支援センターの状況

村内には、地域子育て支援センターが1か所設置されています。

開設場所	所在地	開館日
山中保育所	山中湖村山中865-292	月・水・金

資料：山中湖村資料

保健指導・相談の状況の推移

村内で実施している保健指導・相談等は、下表のとおりです。

上段：実施回数（回） 下段：参加者数（人）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
パパママ教室（妊婦対象）	3	0	0	3	3
	4	0	0	7	7
育児教室（乳児対象）	3	1	2	1	3
	13	2	7	4	14
年中歯科教室（保育所年中児対象）	2	0	0	0	0
	82	0	0	0	0

資料：山中湖村資料

訪問指導の状況の推移

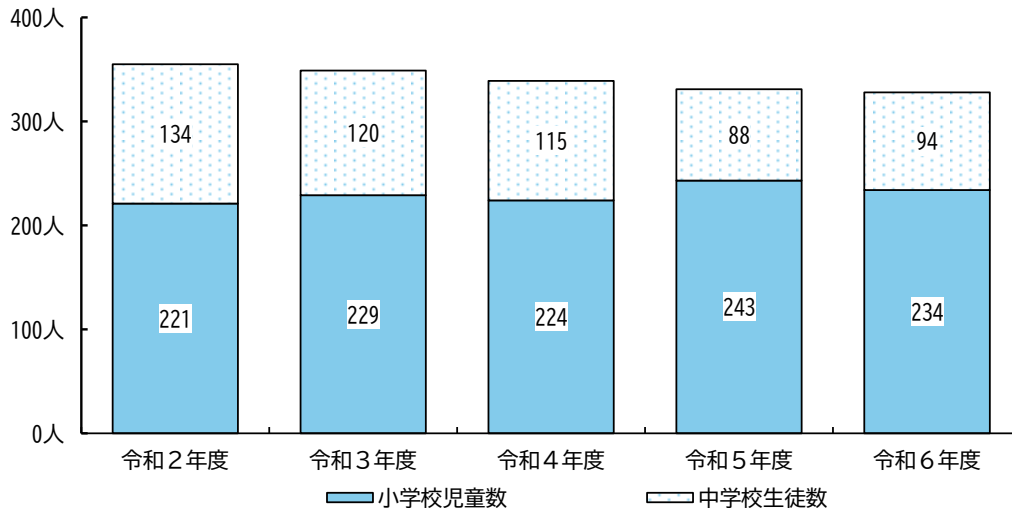
訪問指導の状況は、下表のとおりです。

実施回数（回）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生後4か月までの児	37	39	39	27	33
妊産婦	37	39	39	27	33
乳幼児	0	2	1	0	0

資料：山中湖村資料

小学校児童数・中学校生徒数の推移

令和6年度の小学校児童数は234人、中学校生徒数は94人となっており、小学校児童数は令和2年度以降、増加傾向となっていますが、中学校生徒数は減少傾向にあります。

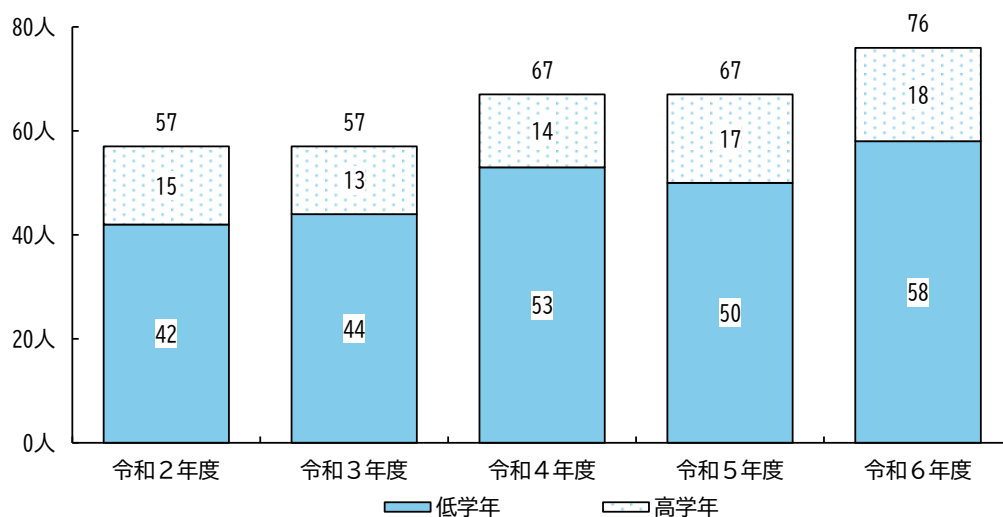


資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

放課後児童クラブ設置状況・放課後児童クラブの状況

村内に放課後児童クラブは1か所設置されています。令和6年度の放課後児童クラブ利用者は76人で、学年による内訳は低学年が58人、高学年が18人となっており、令和2年度以降で最も多くなっています。

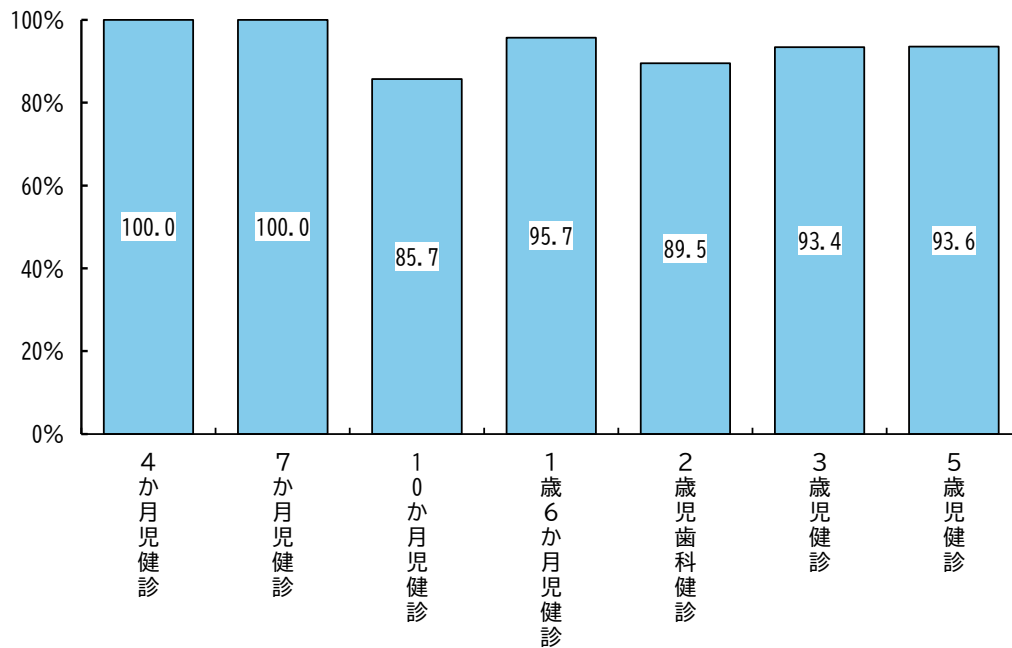
クラブ名	開館日	開館時間	長期休暇中の対応
くじらっこクラブ	月曜日～金曜日	下校時から18時	月曜日～土曜日 8時30分から18時
	土曜日	8時30分から18時	



資料：山中湖村資料

乳幼児健康診査の受診率

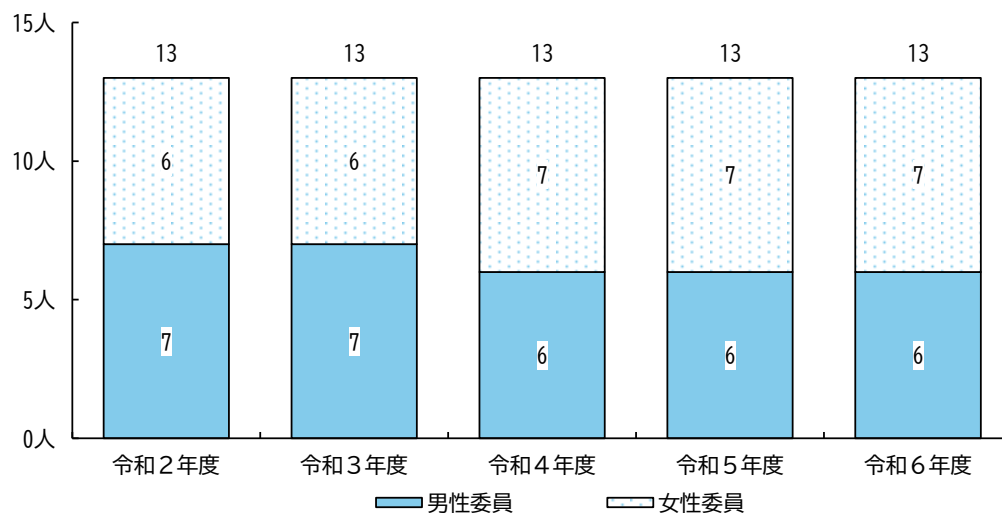
乳幼児健康診査の受診率は、ほとんど9割を超えた高い水準となっています。



資料：山中湖村資料（令和6年3月31日現在）

民生委員児童委員の状況の推移

令和6年度の民生委員児童委員は、13人となっています。令和2年度以降、民生委員児童委員数は13人で推移しているものの、令和4年度に男性委員が1人減少、女性委員が1人増加しています。



資料：山中湖村資料

各種手当・助成の状況の推移

村が支給・助成している手当・助成は、下表のとおりです。

支給件数・助成件数（件）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童手当	1,128	1,120	1,067	986	923
児童扶養手当	21	22	15	16	15
特別児童扶養手当	5	8	9	8	9
障害児福祉・特別障害者手当	4	5	8	8	9
子ども医療費助成	10,124	6,935	8,499	8,231	9,493
ひとり親家庭医療費助成	367	307	378	444	466
重度心身障害者等医療費助成	3,162	2,936	3,211	3,497	3,471
補装具・日常生活用具給付	32	31	22	26	27

資料：山中湖村資料

公園の状況

村内には公園が4か所あります。

公園名称	遊具	駐車場	トイレ	その他設備等
山中湖文学の森公園	有	有（35台）	有	東屋
山中湖ふれあい公園	有	有（20台）	有	東屋
湖畔緑地公園	無	有（50台）	有	東屋
桂川梁尻公園	有	有（6台）	有	-

資料：山中湖村資料

3 ニーズ調査結果のとりまとめ

1. 調査設計

- (1) 対象地域：山中湖村全域
- (2) 調査期間：令和6年2月15日～令和6年2月29日
- (3) 調査方法：郵送配布・郵送回収

2. 回収状況

	対象者数	有効回収数	有効回収率（％）
就学前児童世帯	163世帯	88票	54.0％
小学校児童世帯	109世帯	57票	52.3％

3. 注意事項

- ・回答は、各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示しています。
- ・百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。このため、百分率の合計が100％にならないことがあります。
- ・1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100％を超える場合があります。
- ・選択肢の文章が長い場合、グラフ、コメントでは省略して表記していることがあります。
- ・就学前児童は「就学前」、小学校児童は「小学生」と記載しています。

1 お子さんとご家族の状況について

お住まいの地区

	山中地区	平野地区	長池地区	旭日丘地区	沖新畑地区	無回答
就学前	69.3%	23.9%	0.0%	2.3%	4.5%	0.0%
小学生	57.9%	22.8%	3.5%	7.0%	5.3%	3.5%

お子さんの年齢

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	無回答
就学前	34.1%	17.0%	18.2%	9.1%	13.6%	6.8%	1.1%

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	無回答
小学生	29.8%	15.8%	28.1%	15.8%	0.0%	10.5%

お子さんの子育てを主に行っている方

就学前：「父母ともに」65.9% > 「主に母親」33.0% > 「主に父親」1.1%

小学生：「父母ともに」59.6% > 「主に母親」40.4%

父母との同居の状況

就学前：「父母同居」92.0% > 「父親／母親単身赴任」4.5% > 「ひとり親家庭」2.3%

小学生：「父母同居」89.5% > 「ひとり親家庭」7.0% > 「父親／母親単身赴任」3.5%

祖父母との同居・近居の状況

「祖父母と同居・近居している」（全体から「祖父母どちらとも同居・近居していない」、「無回答」を除いた割合）

就学前：85.2%、小学生：73.7%

— 「父母ともに」子育てを行っている人が約6割

「父母同居」が大半を占める、「祖父母と同居・近居している」人が7割以上—

2 お子さんの育ちをめぐる環境について

お子さんの子育てに日常的に関わっている方・施設

就学前：「父母ともに」81.8% > 「保育所」51.1% > 「祖父母」29.5%
 小学生：「父母ともに」59.6% > 「母親」36.8% > 「小学校」33.3%

お子さんの子育てに、もっとも影響すると思われる環境

就学前：「家庭」81.8% > 「保育所」17.0% > 「地域」1.1%
 小学生：「家庭」71.9% > 「小学校」26.3%

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無

就学前：【祖父母等の親族】「日常的」43.2%、「緊急時もしくは用事の際」53.4%
 【友人・知人】「日常的」0.0%、「緊急時もしくは用事の際」2.3%
 ⇒「子どもをみてもらえる人がいる」90.9%（全体から「いずれもない」、「無回答」を除いた割合）
 小学生：【祖父母等の親族】「日常的」35.1%、「緊急時もしくは用事の際」50.9%
 【友人・知人】「日常的」5.3%、「緊急時もしくは用事の際」12.3%
 ⇒「子どもをみてもらえる人がいる」91.2%（全体から「いずれもない」、「無回答」を除いた割合）

お子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無

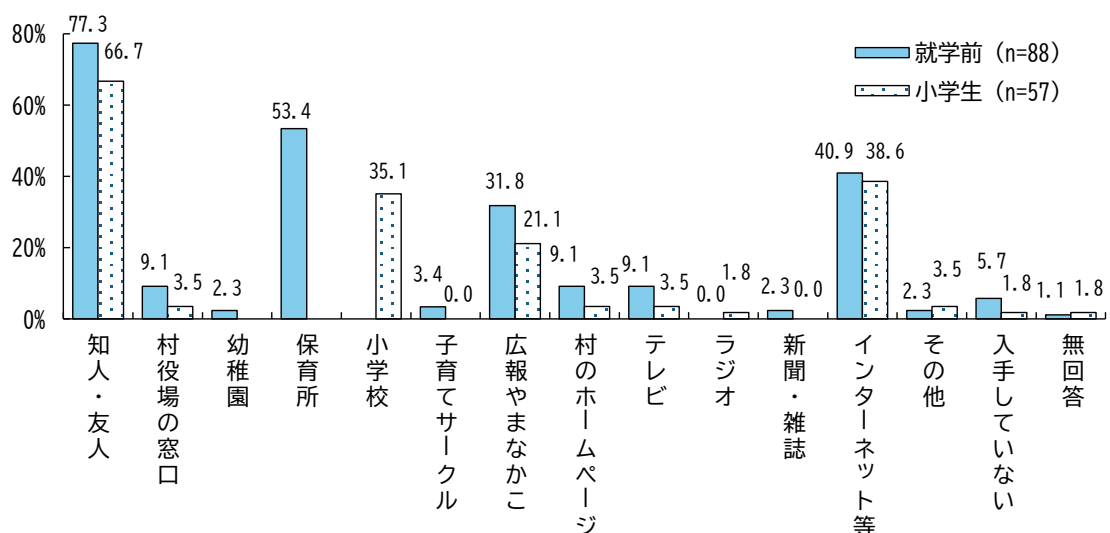
「いる／ある」 ……… 就学前：94.3%、小学生：98.2%

お子さんの子育てに関して気軽に相談できる人・場所（いる／ある人のみ）

就学前：「祖父母等の親族」86.7% > 「友人・知人」72.3% > 「保育士」32.5%
 小学生：「友人・知人」78.6% > 「祖父母等の親族」58.9% > 「小学校の先生」21.4%

お子さんの子育てに関する支援情報の入手先

就学前：「知人・友人」77.3% > 「保育所」53.4% > 「インターネット等」40.9%
 小学生：「知人・友人」66.7% > 「インターネット等」38.6% > 「小学校」35.1%



—「父母ともに」子育てに日常的に関わっている人が就学前81.8%、小学生59.6%

親族または友人・知人に「子どもをみてもらえる人がいる」は9割以上—
 —子育てをする上で、9割以上が気軽に相談できる人・場所が「いる／ある」と回答し、
 そのうち就学前は「祖父母等の親族」86.7%、小学生は「友人・知人」78.6%が最も多い
 情報入手先は「友人・知人」が最も多い—

3 保護者の就労状況について

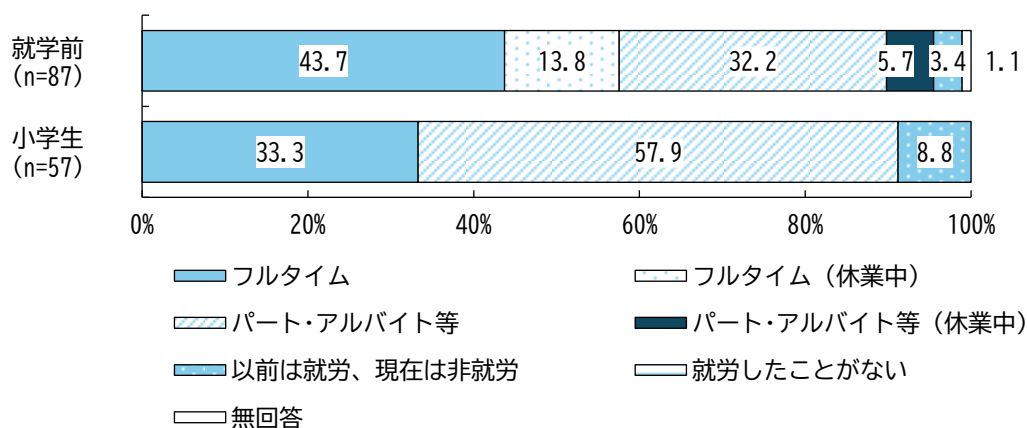
就労状況

母親	フルタイム	フルタイム (休業中)	パート・ アルバイト等	パート・ アルバイト等 (休業中)	以前は就労 現在は非就労	就労した ことがない	無回答
就学前	43.7%	13.8%	32.2%	5.7%	3.4%	0.0%	1.1%
小学生	33.3%	0.0%	57.9%	0.0%	8.8%	0.0%	0.0%

父親	フルタイム	フルタイム (休業中)	パート・ アルバイト等	パート・ アルバイト等 (休業中)	以前は就労 現在は非就労	就労した ことがない	無回答
就学前	97.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%
小学生	96.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%

※休業中は、産休・育休・介護休暇中を指す

図：母親の就労状況



【母親】フルタイムへの転換希望 (パート・アルバイト等で就労している方のみ)

就学前：「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」60.6% >
「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」21.2%
小学生：「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」69.7% >
「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」12.1%

【母親】就労したいという希望 (就労していない方のみ)

就学前：「子育てや家事などに専念したい」2件 >
「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」1件
小学生：「子育てや家事などに専念したい」=
「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」2件 >
「1年より先に就労したい」1件

【母親】希望する就労形態 (すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい方のみ)

就学前：「パート・アルバイト等」1件 > 「フルタイム」0件
小学生：「パート・アルバイト等」2件 > 「フルタイム」0件

—就労している母親は、就学前が75.9%、小学生が91.2%

現在就労していなくても、就学前の1件、小学生の3件はいずれ就労を希望している—

4 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について（就学前のみ）

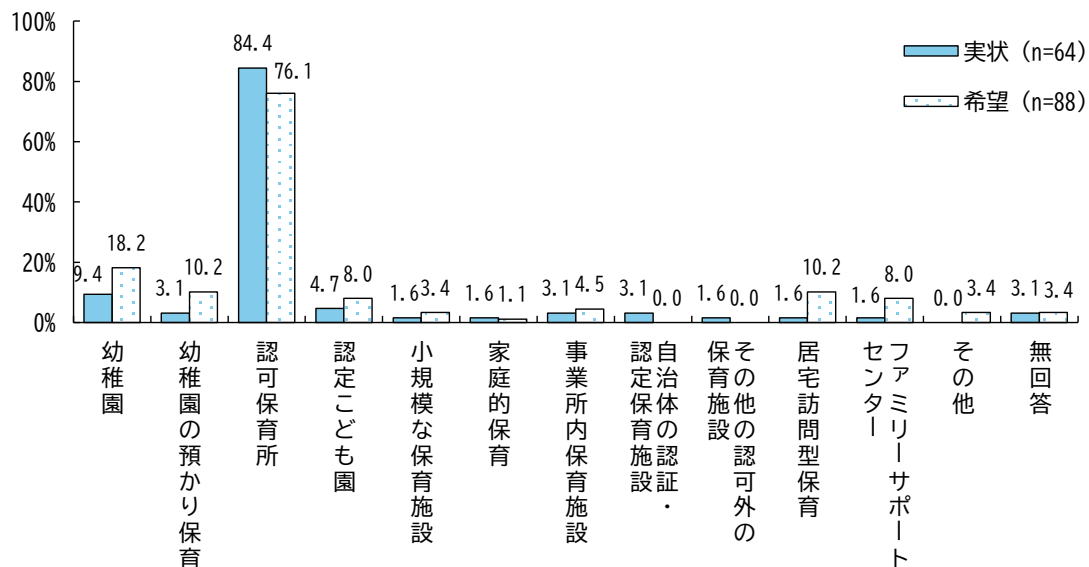
定期的な教育・保育事業の利用状況

「利用している」72.7% > 「利用していない」27.3%
 ⇒「利用している」… 0歳 33.3%、1歳 80.0%、2歳 93.8%
 3歳 100.0%、4歳 100.0%、5歳 100.0%

利用している教育・保育事業（利用している方のみ）

平日の教育・保育事業として「定期的に」利用したいと考える事業

実状：「認可保育所」84.4% > 「幼稚園」9.4% > 「認定こども園」4.7%
 希望：「認可保育所」76.1% > 「幼稚園」18.2% >
 「幼稚園の預かり保育」 = 「居宅訪問型保育」10.2%



利用している教育・保育事業の実施場所（利用している方のみ）

教育・保育事業を利用したい場所

実状：「山中湖村内」73.4% > 「山中湖村外」10.9%
 希望：「山中湖村内」67.0% > 「山中湖村外」8.0%

教育・保育事業の施設を選ぶ際のポイント

「自宅からの距離」65.9% > 「施設職員の子どもへの接し方」44.3% > 「給食の有無」37.5%

— 3歳以上における定期的な教育・保育事業の利用は100% —

実状、希望ともに「認可保育所」が最も多い—

5 地域の子育て支援事業の利用状況について（就学前のみ）

地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」81.8% > 「地域子育て支援拠点事業」14.8%

事業の認知状況・利用状況・満足度・利用意向

	認知状況	
第1位	つどいの広場	88.6%
第2位	図書室	73.9%
第3位	福祉健康課の窓口・相談サービス	56.8%
第4位	両親学級、育児学級	51.1%
第5位	教育相談センター・教育相談室	14.8%

	利用状況	
第1位	つどいの広場	61.4%
第2位	図書室	40.9%
第3位	両親学級、育児学級	27.3%
第4位	福祉健康課の窓口・相談サービス	22.7%
第5位	家庭教育に関する学級・講座 教育相談センター・教育相談室	3.4%

	満足度 (利用したことがある方のみ・5点満点)	
第1位	教育相談センター・教育相談室	4.67点
第2位	図書室	4.24点
第3位	つどいの広場	4.08点
第4位	両親学級、育児学級	3.96点
第5位	福祉健康課の窓口・相談サービス	3.68点

	利用意向	
第1位	図書室	72.7%
第2位	つどいの広場	52.3%
第3位	福祉健康課の窓口・相談サービス 家庭教育に関する学級・講座	44.3%
第4位	教育相談センター・教育相談室	39.8%
第5位	両親学級、育児学級	31.8%

—地域子育て支援拠点事業は81.8%が「利用していない」

認知状況、利用状況ともに「つどいの広場」が最も多い—

6 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について（就学前のみ）

土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日：「利用する必要はない」59.1% > 「月に1～2回は利用したい」27.3% > 「ほぼ毎週利用したい」12.5%

日曜日・祝日：「利用する必要はない」59.1% > 「月に1～2回は利用したい」17.0% > 「ほぼ毎週利用したい」5.7%

—土曜日、日曜日・祝日ともに「利用する必要はない」は59.1%—

7 病気の際の対応について（就学前のみ）

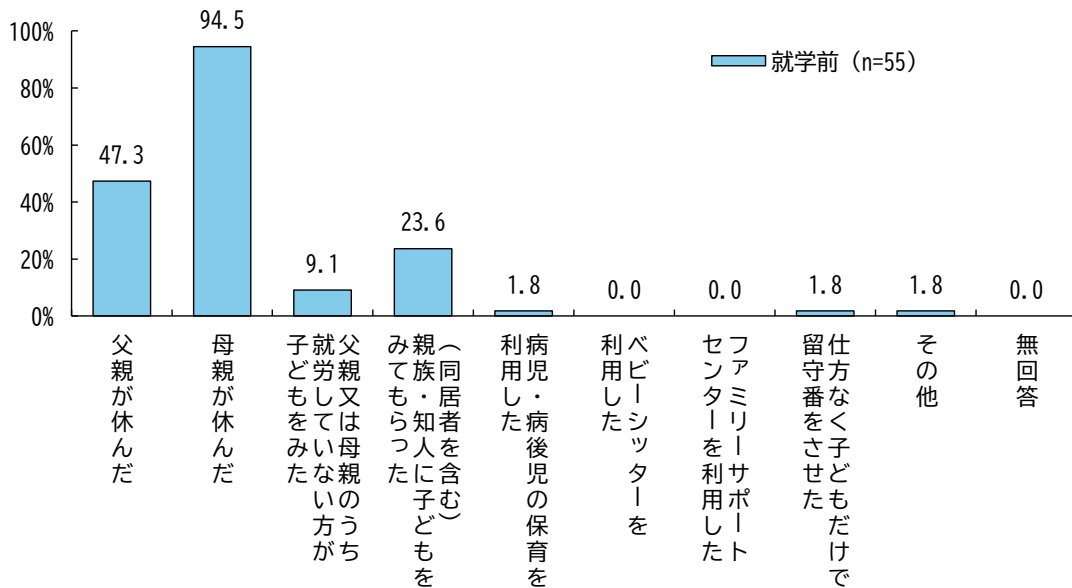
1年間に、病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかったこと
（平日の定期的な教育・保育事業を利用している方のみ）

「あった」85.9% > 「なかった」10.9%

対処方法 （あった方のみ）

「母親が休んだ」94.5% > 「父親が休んだ」47.3% >

「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」23.6%



「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と思ったか （父親／母親が休んだ方のみ）

「利用したいとは思わない」52.8% > 「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」45.3%

望ましい事業形態 （できれば病児・病後児保育施設等を利用したい方のみ）

「幼稚園・保育所等に併設した施設で子どもを保育する事業」＝

「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」62.5%

病児・病後児保育施設等を利用したいと思わない理由 （利用したいとは思わない方のみ）

「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」53.6% > 「親が仕事を休んで対応する」50.0% >

「利用料がかかる・高い」＝「利用料がわからない」28.6%

「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思ったか

（親族・知人等が子どもをみた方のみ）

「できれば仕事を休んで看たい」11件 > 「休んで看ることは非常に難しい」3件

—病児・病後児保育施設等を52.8%が「利用したいとは思わない」

利用したいと思わない最も多い理由は「他人に看てもらうのは不安」—

8 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について（就学前のみ）

私用等の目的で不定期的に利用している事業

「利用していない」93.2% ⇒ 利用していない理由：「特に利用する必要がない」72.0%

私用等の目的で事業を利用する必要

「利用する必要はない」55.7% > 「利用したい」40.9%

利用目的（利用したい方のみ）

「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」58.3% > 「私用、リフレッシュ目的」55.6% > 「不定期の就労」33.3%

お子さんを預ける場合、望ましい事業形態（利用したい方のみ）

「大規模施設で子どもを保育する事業」83.3% > 「小規模施設で子どもを保育する事業」44.4%

お子さんを泊りがけで家族以外に預ける保護者の用事

「いずれも利用する必要はない」63.6%

—不定期の利用は5.7%、「利用したい」は40.9%

利用目的は「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」58.3%が最も多い—

9 小学校就学後の放課後の過ごし方について（就学前・5歳のみ）

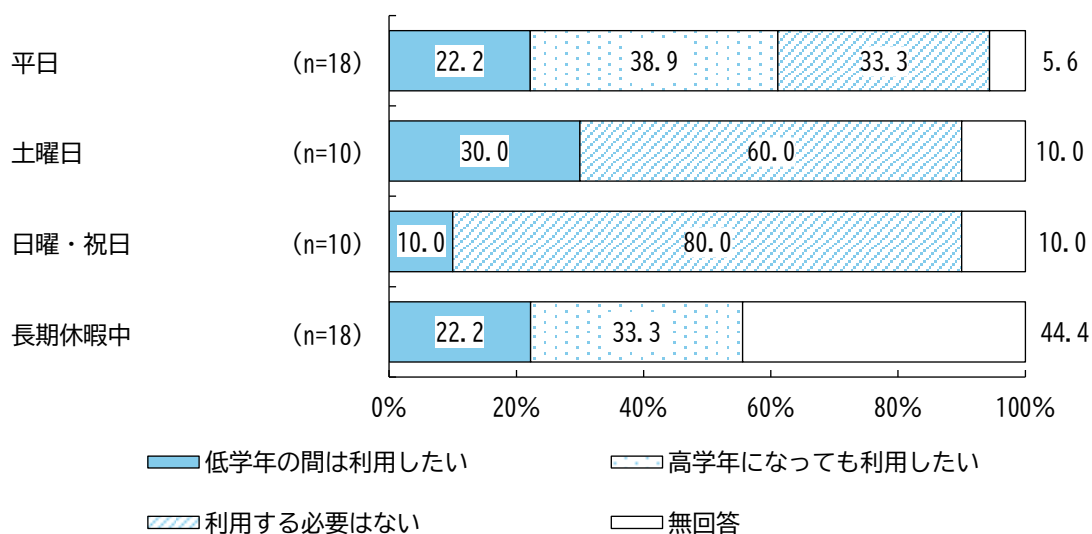
放課後の過ごし方

低学年：「放課後児童クラブ」61.1% > 「自宅」 = 「習い事」50.0%

高学年：「自宅」72.2% > 「習い事」55.6% > 「放課後児童クラブ」38.9%

放課後児童クラブの利用希望

（土曜日、日曜・祝日は平日に放課後児童クラブを希望した方のみ）



—「自宅」、「習い事」、「放課後児童クラブ」の割合が高い

平日は61.1%、長期休暇中は55.5%（「低学年の間は利用したい」＋「高学年になっても利用したい」）—

10 放課後児童クラブの利用状況・利用意向について（小学生のみ）

放課後児童クラブの利用状況

「利用していない」80.7% > 「利用している」19.3%
 ⇒ 「利用している」… 1年生 17.6%、2年生 11.1%、3年生 18.8%、4年生 22.2%

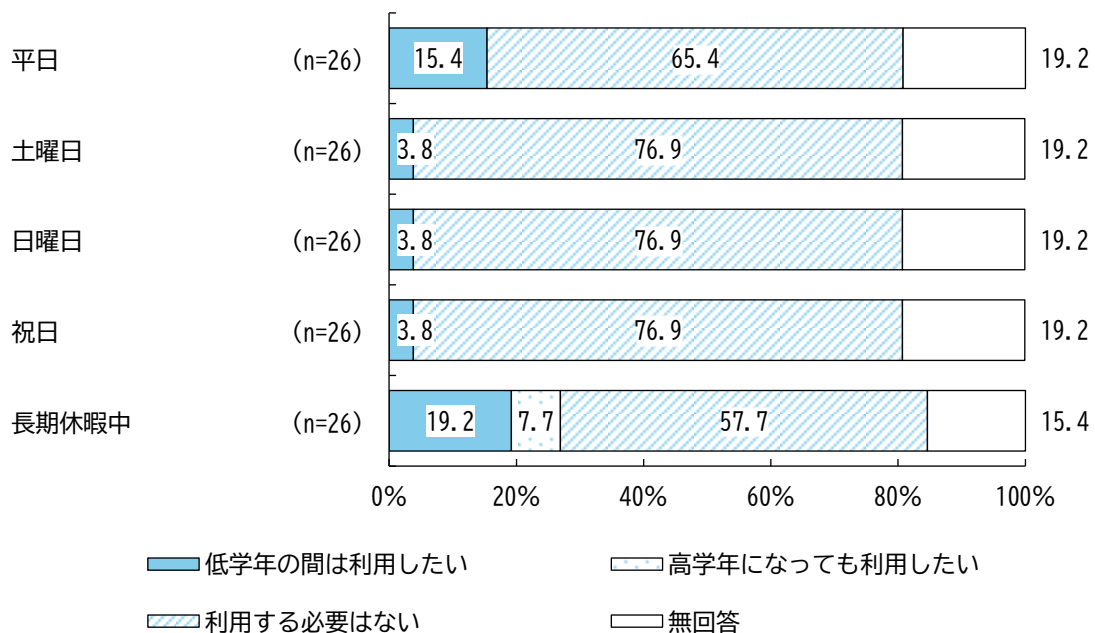
日別の放課後児童クラブの利用状況（利用している方のみ）

「利用している」… 平日：72.7%、土曜日：9.1%、長期休暇中：90.9%

放課後児童クラブを利用していない理由（利用していない方のみ）

「就労しているが、家族や親族の中に世話をしてくれる人がいるから」37.0% >
 「就労しているが、放課後の短時間ならば子どもだけで大丈夫だと思うから」23.9% >
 「放課後は、習い事をしているから」17.4%

来年度以降の放課後児童クラブの利用希望（6～7歳のみ）



—放課後児童クラブを「利用している」は19.3%

現在1～2年生の26.9%が、来年度以降、長期休暇中に「利用したい」—

11 育児休業など職場の両立支援制度について（就学前のみ）

育児休業に関連した制度（育児休業給付、保険料免除）の認知状況

「いずれも知っていた」56.8% > 「育児休業給付のみ知っていた」22.7% >
「いずれも知らなかった」15.9%
⇒ 「育児休業給付を知っていた」79.5%（「いずれも知っていた」+「育児休業給付のみ知っていた」）
「保険料免除を知っていた」57.9%（「いずれも知っていた」+「保険料免除のみ知っていた」）

育児休業の取得状況

母親：「取得した」55.2% > 「働いていなかった」25.3% > 「取得していない」18.4%
父親：「取得していない」70.6% > 「取得した」20.0%

母親の育児休業取得後の職場復帰（取得した人のみ）

母親：「育児休業取得後、職場に復帰した」62.5% > 「現在も育児休業中である」35.4%

母親の職場復帰のタイミング（育児休業取得後、職場に復帰した人のみ）

母親：「年度初め以外だった」80.0% > 「年度初めの入所に合わせたタイミングだった」20.0%

—育児休業給付は79.5%、保険料免除は57.9%が認知

育児休業は母親の55.2%、父親の20.0%が取得—

12 子育てに関する一般的な事項について

山中湖村の子育て環境や支援の満足度（1～5の5段階評価）

就学前：「ふつう」42.0%（「3」） > 「満足している」36.4%（「4」+「5」） >
「満足していない」19.3%（「1」+「2」） ⇒ 平均点 3.27点
小学生：「ふつう」42.1%（「3」） > 「満足していない」29.9%（「1」+「2」） >
「満足している」24.6%（「4」+「5」） ⇒ 平均点 2.89点

今後、山中湖村の子育て環境をさらによくしていくために重要と思われるもの

就学前：「公園、児童館など子どもの遊び場の充実」64.8% >
「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」60.2% >
「延長保育や休日保育、一時預かりなどの多様な保育サービスの充実」53.4%
小学生：「公園、児童館など子どもの遊び場の充実」63.2% >
「児童手当制度の充実や税制度での優遇など、経済的な支援の充実」54.4% >
「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」47.4%

—就学前の方が子育て環境や支援に対する満足度はやや高い

子育て環境をさらによくしていくために重要と思われるもので

就学前・小学生ともに高い項目は「子どもの遊び場」と「夜間や休日における医療体制」—

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本村では、平成16年3月に策定した「山中湖村次世代育成支援地域行動計画（前期計画）」にて掲げた「げんきに生まれ育つやまなかこっ子計画」を基本理念に、将来を担う子どもたちが健やかにげんきに成長できるよう支援するための施策を推進してきました。

この理念は、本村の今後も継続して目指していく姿であり、さらに、総合計画において基本目標のひとつとして掲げる「子どもを育てやすい環境整備と教育・文化の振興」を実現するためにも、第3期計画においても、これまでの理念を踏襲し子ども・子育て施策を更に充実させることで、子どもたちのげんきで健やかな成長を家庭・地域・行政が一体となって支える環境づくりに取り組みます。

基本理念『げんきに生まれ育つやまなかこっ子計画』

本計画は、子どもが健やかにげんきに成長できるよう、家庭や地域、学校、保育所などが、子どもたちが何を求めているのか、子どもたちにとって何が必要なのかを考え、子どもたちの権利が尊重される子育て支援社会を構築していくことを目的としています。

そして、その子どもたちを育てる、父親、母親や、これから子どもを生み育てる次世代の親が、子育てに対する喜びを実感することができ、また、子育ての意義について理解を深めることができるように地域全体として支援することを目指しています。

2 計画の重点施策（重点目標）と分野別施策（基本目標）

本計画の推進にあたっては、先の基本理念を基調として、子ども・子育て支援法に規定される“幼児期の学校教育・保育の充実”及び“地域子ども・子育て支援事業の充実”を【重点施策】と位置づけ、さらに、【分野別施策】として、4つの基本目標のもと、分野ごとの施策・事業を推進していきます。

1 重点施策



幼児期の学校教育・保育の充実

子育て家庭の希望を叶えることができるよう、子どもや子育て家庭の実情を踏まえながら、幼児期の学校教育・保育の充実を図ります。

【幼児期の学校教育・保育】

特定教育・保育	幼稚園、保育所、認定こども園
地域型保育	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

*村内にない施設も記載しています。



地域子ども・子育て支援事業の充実

在宅で子育てをする家庭を含め、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、その状況に応じた支援を実施し、総合的な子育て環境の向上を図ります。

【地域子ども・子育て支援事業】

- | | |
|----------------------------------|--------------------------|
| (1) 延長保育事業（時間外保育事業） | (2) 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ） |
| (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） | (4) 地域子育て支援拠点（つどいの広場）事業 |
| (5) 一時預かり事業 | (6) 病児保育事業 |
| (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業） | |
| (8) 利用支援者事業 | (9) 妊婦健康診査事業 |
| (10) 乳児家庭全戸訪問事業 | (11) 養育支援訪問事業 |
| (12) 子育て世帯訪問支援事業 | (13) 児童育成支援拠点事業 |
| (14) 親子関係形成支援事業 | (15) 妊婦等包括相談支援事業 |
| (16) 乳児等通園支援事業 | (17) 産後ケア事業 |
| (18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | |
| (19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | |

2 分野別施策



すべての家庭が安心して子育てできるむら

子育て中の保護者の不安や悩みを軽減するため、子育てに関する情報発信や相談支援を充実させるとともに、地域の子育てボランティア等の活動を支援し、地域ぐるみで子育て家庭を支える体制づくりに取り組みます。

また、障害のある子どもや医療的ケア児、外国籍の子どもなど、多様な子どもたちに対し、一人ひとりの特性や状況に応じたきめ細かな支援を提供できるよう、サービスの充実に努めます。



健やかに産み育てることができるむら

心身ともに健やかに産み育てることができる環境を実現するため、各種健康診断や予防接種、心のケアや健康に関する情報発信等を充実させ、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目なく母子の心と体の健康確保に取り組みます。

また、子どものケガや病気に対応できるよう、近隣自治体や医師会、県等と連携し、地域医療体制の確保に努めます。



豊かな個性を育み、親と子どもがともに学び育つむら

学校・家庭・地域において質の高い教育の提供や多様な体験機会の充実に取り組むことで、子どもたち一人ひとりが豊かな個性を育み、親と子どもがともに学び育つ環境の実現を目指します。

また、子どもが安心してスポーツや芸術等に取り組める居場所を確保するため、子どもたち自身の声に耳を傾けながら、多様な居場所づくりに努めます。

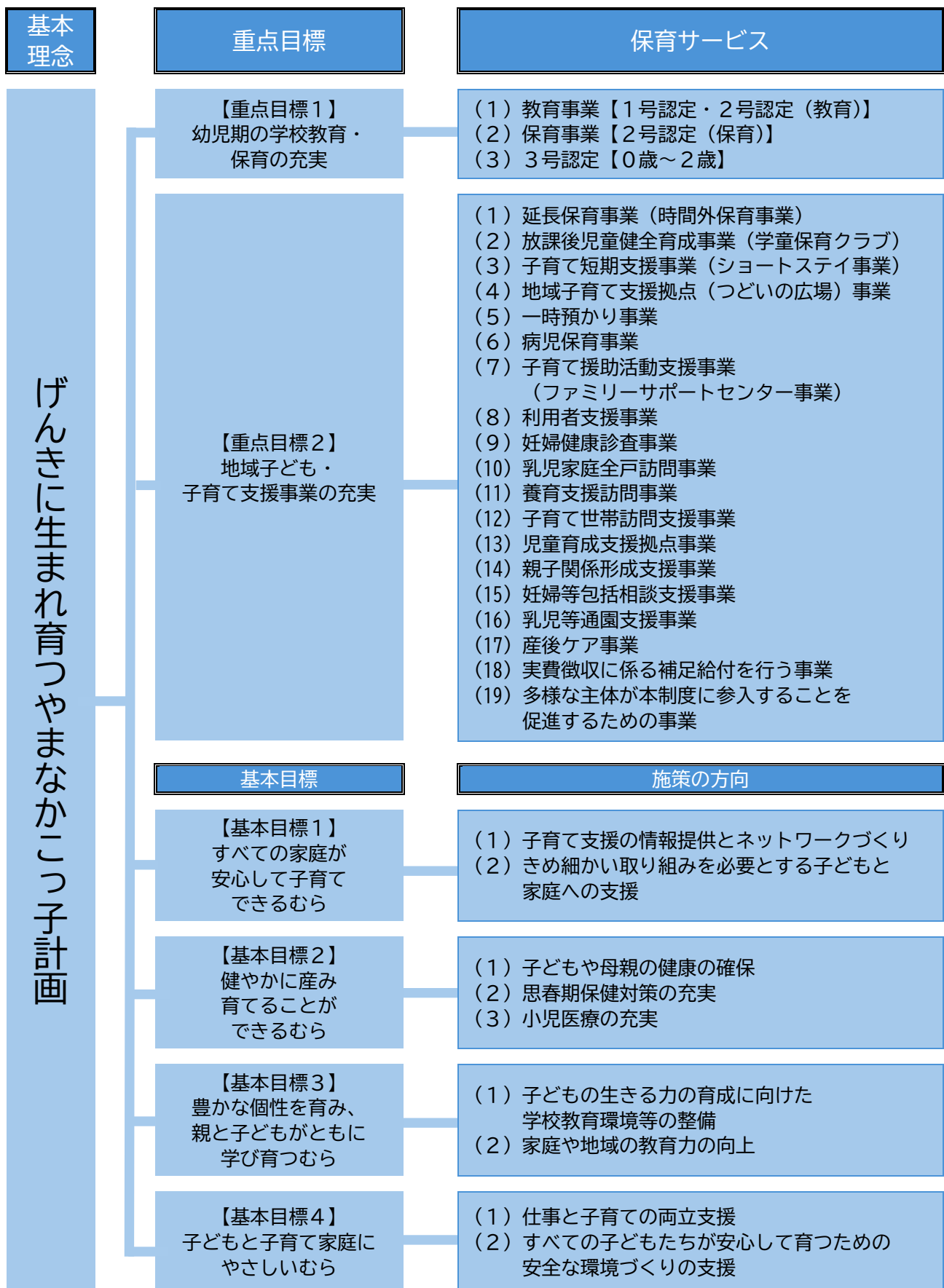


子どもと子育て家庭にやさしいむら

それぞれの家庭のニーズに応じた多様な働き方ができるよう、ワークライフバランスの実現に向けた周知・啓発を行い、子育てと仕事を両立できる環境づくりに取り組みます。

また、子どもが事件や事故に巻き込まれることを未然に防ぎ、安心して子育てに取り組めるよう、警察との連携や地域の協力のもと、安全対策の徹底を図ります。

3 施策の体系



第4章 重点施策(子ども・子育て支援サービスの見込み量と確保方策)

1 教育・保育提供区域の設定

区域設定の概要

子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、幼児期の学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（＝教育・保育提供区域）を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

区域設定の考え方

地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを考慮し、区域を設定しました。

山中湖村における教育・保育提供区域 及び 地域子ども・子育て支援事業提供区域

上記の考え方を踏まえ、山中湖村では、第2期と同様、教育・保育提供区域を、村内全域（1区域）に設定します。また、地域子ども・子育て支援事業についても、村内全域（1区域）に設定します。

【教育・保育提供区域】

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
1号認定（3～5歳児）	全村 （1区域）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第2期計画の区域設定を継承し、山中湖村内を1区域とします。
2号認定（3～5歳児）		
3号認定（0歳児）		
3号認定（1歳児）		
3号認定（2歳児）		

【地域子ども・子育て支援事業提供区域】

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
（1）延長保育事業（時間外保育事業）	全村 （1区域）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第2期計画の区域設定を継承し、山中湖村内を1区域とします。
（2）放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）		
（3）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）		
（4）地域子育て支援拠点（つどいの広場）事業		
（5）一時預かり事業		
（6）病児保育事業		
（7）子育て援助活動支援事業 （ファミリーサポートセンター事業）		
（8）利用者支援事業		
（9）妊婦健康診査事業		
（10）乳児家庭全戸訪問事業		
（11）養育支援訪問事業		
（12）子育て世帯訪問支援事業		
（13）児童育成支援拠点事業		
（14）親子関係形成支援事業		
（15）妊婦等包括相談支援事業		
（16）乳児等通園支援事業		
（17）産後ケア事業		
（18）実費徴収に係る補足給付を行う事業		
（19）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		

2 総人口及び子どもの人数の将来推計

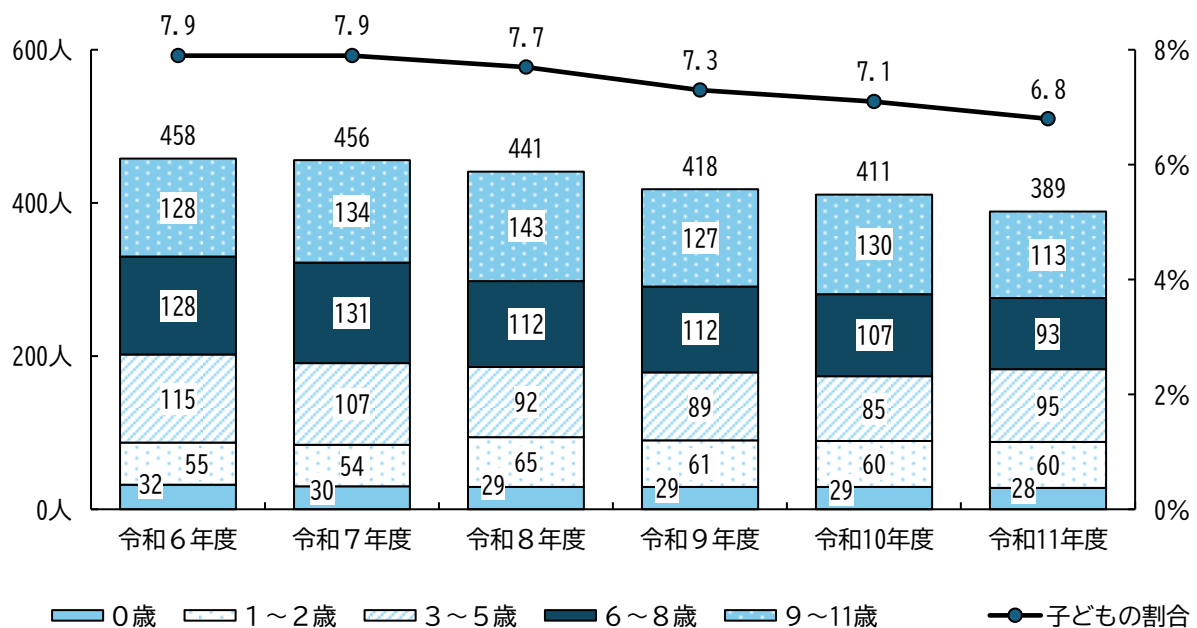
令和2年度から令和6年度（4月1日時点）の性別・各歳別の平均変化率を基本に、山中湖村の人口を推計すると、下表のとおりになります。

総人口はおおむね横ばいで、計画期間の最終年度である令和11年度においては5,753人と、令和6年4月時点（5,770人）よりも17人減少すると推測されます。

子ども・子育て支援事業に関係する11歳以下の子どもの人数は減少傾向で、令和11年度では389人、総人口に占める子どもの割合は6.8%まで減少することが推測されます。

人口推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
総人口	5,770	5,766	5,763	5,762	5,756	5,753
子どもの人数	458	456	441	418	411	389
子どもの割合	7.9%	7.9%	7.7%	7.3%	7.1%	6.8%
0歳	32	30	29	29	29	28
1～2歳	55	54	65	61	60	60
3～5歳	115	107	92	89	85	95
6～8歳	128	131	112	112	107	93
9～11歳	128	134	143	127	130	113



3 幼児期の学校教育・保育事業

【量の見込み設定についての考え方】

教育・保育施設・サービスの利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

【教育・保育施設・サービスの需要量及び確保の方策】

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は次のとおりとします。

（１）教育事業【１号認定・２号認定（教育）】

対象

１号認定の３～５歳児及び２号認定（保育の必要性あり）の３～５歳児のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの

事業内容

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）

量の見込みと確保の内容

（単位：人）

	令和6年度 (年間見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	9	8	7	7	7	7
1号認定		8	7	7	7	7
2号認定 (教育ニーズ)		0	0	0	0	0
② 確保の内容						
特定教育・保育		0 (8)	0 (7)	0 (7)	0 (7)	0 (7)
施設給付でない 幼稚園		0	0	0	0	0
差(②-①)		▲8 (0)	▲7 (0)	▲7 (0)	▲7 (0)	▲7 (0)

* () は広域での対応

量の確保方策

- ・令和6年度時点で特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）は村内になく、他市町村へ通っている状況です。量の見込みとしては、毎年度7～8人ですが、村内に施設はないため、他市町村と連携を図りながら、確保をしていきます。

(2) 保育事業【2号認定（保育）】

対象

2号認定（保育の必要性あり）の3～5歳児

事業内容

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所（園）、認定こども園）

量の見込みと確保の内容

（単位：人）

		令和6年度 （年間見込）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み （必要利用定員総数）		99	92	79	77	73	82
② 確保の 内容	特定教育・保育		138	138	138	138	138
	特定地域型保育		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
差（②－①）			46	59	61	65	56

量の確保方策

- ・令和6年度時点で特定教育・保育施設（保育所）は、村内に2施設あり、3～5歳児の利用定員は99人となっています。量の見込みが最大である令和7年度の必要利用定員総数92人に対し、受け入れ可能となっており、計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

(3) 3号認定

事業内容

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所（園）、認定こども園）

量の見込みと確保の内容

<0歳児>

(単位：人)

	令和6年度 (年間見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	12	11	11	11	11	11
② 確保の内容	特定教育・保育		18	18	18	18
	特定地域型保育		0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0
差(②-①)		7	7	7	7	7

<1・2歳児>

(単位：人)

	令和6年度 (年間見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	45	40	51	48	47	47
② 確保の内容	1歳児		22	20	20	20
	2歳児		18	31	28	27
	特定教育・保育		44	44	44	44
② 確保の内容	特定地域型保育		0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0
差(②-①)		4	▲7	▲4	▲3	▲3

<0～2歳児合計>

(単位：人)

	令和6年度 (年間見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	57	51	62	59	58	58
② 確保の内容		62	62	62	62	62
差(②-①)		11	0	3	4	4

量の確保方策

- ・令和6年度時点で特定教育・保育施設（保育所）は、村内に2施設あり、利用定員は0～2歳児合計で62人となっています。国の算出基準では1・2歳児において設定上の定員数が若干不足する可能性があります。総数では必要な量が確保されているため、実際の利用者数に応じて柔軟に対応します。

◆0～2歳の保育利用率

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳児人口（人）	84	94	90	89	88
保育利用者（人）	51	62	59	58	58
保育利用率（％）	60.7	66.0	65.6	65.2	65.9

◆認定こども園の普及に係る基本的な考え方

- ・認定こども園については、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。
- ・認定こども園への移行は、保育所の設置者が判断することになりますが、利用者ニーズや施設・設備等の状況を踏まえながら、村と保育所とで協議して、適宜、検討していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、実施時期及び確保の内容を以下のとおりに設定します。

（１）延長保育事業（時間外保育事業）

事業内容

保育所の開所時間を超えて保育を行う事業

量の見込みと確保の内容

（単位：人日／年）

	令和6年度 (年間見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	175	169	165	158	154	162
② 確保の内容		169	165	158	154	162
		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
差（②－①）		0	0	0	0	0

量の確保方策

- ・令和6年度時点において、村内の2保育所で当該事業を実施しています。最大で169人日／年、年間使用者数は10名程度を見込み、現在の供給体制で受け入れが可能となっています。計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）

事業内容

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	令和6年度 (年間見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	40	39	36	35	34	29
1年生	9	11	9	9	9	5
2年生	14	9	11	9	9	9
3年生	7	9	6	7	6	6
4年生	4	3	4	3	3	3
5年生	5	6	5	6	5	5
6年生	1	1	1	1	2	1
② 確保の内容		40	40	40	40	40
		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
差(②-①)		1	4	5	6	11

量の確保方策

- ・令和6年度時点、カトリック扶助者聖母会内にて、くじらっこクラブの名称で事業を実施しており、1日の最大利用者数は最大で40人以下となっています。東小学校区での利用者が少ないことと、送迎サービスを実施していることで、新たな場所の確保まではしなくとも、現在の施設で対応できます。

参考・登録児童数の見込み

	令和6年度 (年間見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	76	75	68	67	65	56
1年生	18	21	17	18	18	10
2年生	27	18	21	17	18	18
3年生	13	18	12	14	12	12
4年生	7	5	7	5	6	5
5年生	10	12	9	12	9	10
6年生	1	1	2	1	2	1

（３）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業内容

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業

量の見込みと確保の内容

（単位：人日／年）

	令和6年度 (年間見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0	0
② 確保の内容		0	0	0	0	0
差(②-①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- ・令和6年度現在、当該事業の実績はありません。今回実施したニーズ調査においては、1桁のニーズがありましたが、村内に施設がないため、実際の利用が見込まれる際は、利用希望者の動向、施設確保、事業態勢及び実施を含めて検討します。

（４）地域子育て支援拠点（つどいの広場）事業

事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

量の見込みと確保の内容

（単位：人回／年）

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1,557	1,362	1,525	1,460	1,443	1,427
② 確保の内容		1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
差(②-①)		238	75	140	157	173

量の確保方策

- ・山中保育所内にある地域子育て支援センターにて、つどいの広場「じゃんけんぽん」という事業名で当該事業を実施しています。具体的な事業を開催する際は、企画段階で希望者（参加者）を集約して実施していきます。

(5) 一時預かり事業

事業内容

幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあり、幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童が対象で、それ以外の児童については、理由を問わず、一時的に子どもを預けることができるもので、保育所等で実施

① 幼稚園における一時預かり

量の見込みと確保の内容

(単位：人日／年)

	令和6年度 (年間見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	2	2	2	2	2	2
1号認定の利用		2	2	2	2	2
2号認定の利用		0	0	0	0	0
② 確保の内容		0 (2)	0 (2)	0 (2)	0 (2)	0 (2)
		0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
差(②-①)		▲2 (0)	▲2 (0)	▲2 (0)	▲2 (0)	▲2 (0)

* () は広域での対応

量の確保方策

- ・令和6年度時点で特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園)は村内になく、他市町村へ通っている状況です。保護者からのニーズ等を見極めながら、周辺市町村との連携も視野に入れ、受け入れ体制を検討します。

② その他（在園児対象型を除く）一時預かり

量の見込みと確保の内容

(単位：人日／年)

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	152	139	135	130	127	133
② 確保の内容	保育所	139	135	130	127	133
		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	ファミリー サポート センター	0	0	0	0	0
		0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
差(②-①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- ・令和6年度現在、2保育所で当該事業を実施しています。また、管外の保育を受けている園児の兄弟についても、一時預かり事業の利用を可能とし、そのニーズに対応できる必要な量は確保されています。

(6) 病児保育事業

事業内容

病気回復期の児童を家庭で保育ができない時、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人日／年)

	令和6年度 (年間見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	0	2	2	2	2	2
② 確保の内容		0 (2)	0 (2)	0 (2)	0 (2)	0 (2)
		0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
差(②-①)		▲2 (0)	▲2 (0)	▲2 (0)	▲2 (0)	▲2 (0)

* () は広域での対応

量の確保方策

- ・令和6年度現在、村内には委託可能な医療機関・施設がないため、実績はありません。今後のニーズはあるものの、村内で当該事業を展開する医療機関・施設を確保するのは施設面や人材面で難しいため、近隣市町村と連携して、受け入れ体制の確保に努めます。

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)(小学生)

事業内容

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、様々な育児の手助けを行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人日／年)

	令和6年度 (年間見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	2	2	2	2	2	2
② 確保の内容		0	0	0	0	0
差(②-①)		▲2	▲2	▲2	▲2	▲2

量の確保方策

- ・令和6年度現在、村内にはファミリーサポートセンターがないため、実績はありません。保護者からのニーズ等を見極めながら、近隣市町村との連携を含め対応を検討します。

（８）利用者支援事業

事業内容

子どもやその保護者、妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるように、相談支援や連絡調整等を実施する事業

※「基本型」、「こども家庭センター型」、「特定型」の３種類に分かれる

量の見込みと確保の内容

（単位：か所）

	令和6年度 (年間見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1	1	1	1	1	1
② 確保の内容		0	0	0	0	1
		▲1	▲1	▲1	▲1	0

※子育て世代包括支援センターにて対応しています。

量の確保方策

- ・当事業については、役場福祉健康課、子育て世代包括支援センターが同様の役割を担っています。子育て世代包括支援センターでの対応を充実させながら、計画期間中に「こども家庭センター型」への移行を検討していきます。また、地域の実情に応じて定める区域ごとに設置し、子育てに関する相談の実施や必要な助言を行う「地域子育て相談機関」については、計画期間中において整備について検討します。

(9) 妊婦健康診査事業

事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人／年)

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	49 (383回)	67 (804回)	65 (780回)	65 (780回)	65 (780回)	62 (744回)
② 確保の内容	実施場所	妊婦が希望する産科医療機関				
	実施体制	医療機関との連携				
	検査項目	国が定める基本的な妊婦健康診査項目				
	実施時期	初期～妊娠23週：4週間に1回 妊娠24～35週：2週間に1回 妊娠36週～分娩：1週間に1回				

量の確保方策

・福祉健康課が主管課として、上記の内容で対応していきます。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、発育状況や発達の確認、育児に関する指導や予防接種・健診等子育てに関する情報提供等を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人／年)

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	33	45	44	44	44	42
② 確保の内容	実施体制	保健師等（2人）				
	実施機関	役場 福祉健康課				

量の確保方策

・福祉健康課が主管課として、上記の内容で対応していきます。

(11) 養育支援訪問事業

事業内容

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業

量の見込みと確保の内容

（単位：人／年）

	令和6年度 (年間見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1	1	1	1	1	1
② 確保の内容	実施体制	保健師等（2人）				
	実施機関	役場 福祉健康課				

量の確保方策

- ・福祉健康課が主管課として、上記の内容で対応していきます。

(12) 子育て世帯訪問支援事業

事業内容

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業

量の見込みと確保の内容

（単位：人日／年）

	令和6年度 (年間見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み		0	0	0	0	0
② 確保の内容		0	0	0	0	0
差（②－①）		0	0	0	0	0

量の確保方策

- ・令和6年度時点で実施は予定しておりませんが、不安・負担を抱えている家庭等については関係機関等と連携し、必要に応じて個別に当該家庭へ訪問するなどの対応をしながら、実施について検討します。

(13) 児童育成支援拠点事業

事業内容

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人／年)

	令和6年度 (年間見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み		0	0	0	0	0
② 確保の内容		0	0	0	0	0
差(②-①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- ・令和6年度時点で実施は予定しておりませんが、関係機関と情報共有しながら対象となる児童の状況について把握しつつ、居場所となる場の整備について検討します。

(14) 親子関係形成支援事業

事業内容

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人／年)

	令和6年度 (年間見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み		0	0	0	0	0
② 確保の内容		0	0	0	0	0
差(②-①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- ・令和6年度時点で実施は予定しておりませんが、子育てに関して悩みや不安を抱える保護者とその児童の状況について把握しながら、ニーズに応じて実施を検討します。

(15) 妊婦等包括相談支援事業

事業内容

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人・回／年)

	令和6年度 (年間見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み		90	87	87	87	84
妊娠届出数		30	29	29	29	28
1組当たり 面談回数		3	3	3	3	3
② 確保の内容		90	87	87	87	84
差 (②－①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- ・妊婦等に対する情報の提供、相談その他の援助等を子育て世代包括支援センターにおいて実施しています。今後も面談を通じて現状の把握や情報提供、相談支援を実施し、切れ目のない子育て支援体制の整備に努めます。また、計画期間中に子育て世代包括支援センターから、こども家庭センターへの移行を検討します。

(16) 乳児等通園支援事業

事業内容

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人日／年)

	令和6年度 (年間見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み		-	6	6	6	6
0歳児		-	2	2	2	2
1歳児		-	2	2	2	2
2歳児		-	2	2	2	2
② 確保の内容		-	6	6	6	6
0歳児		-	2	2	2	2
1歳児		-	2	2	2	2
2歳児		-	2	2	2	2
差(②-①)		-	0	0	0	0

量の確保方策

- ・法律に基づく新たな給付制度となる令和8年度からの実施に向けて、国が示す制度設計等に基づいて実施形態や体制を検討します。

(17) 産後ケア事業

事業内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人日／年)

	令和6年度 (年間見込)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	2	2	2	2	2	2
② 確保の内容		2	2	2	2	2
差(②-①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- ・子育て世代包括支援センターにおいて、産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等の支援を継続して実施します。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設及び小中学校に通園・通学する児童の保護者が通園・通学している施設に支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

今後の方針

- ・令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に併せ、小中学校の給食費が無償となっています。また、保育所の副食費も無償となっています。さらに、令和5年度から村では、0～2歳児(満3歳未満)の保育料についても無償化しています。
- 今後も国や近隣の市町村の動向をみながら、子育て家庭の負担軽減に努めます。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業内容

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

今後の方針

- ・教育・保育ニーズの内容を把握しながら、求められる多様なサービス提供に応えられるよう、広域での対応を含め方策を検討します。

5 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保

(1) 認定こども園の普及に関する基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況に関わらず、柔軟に子どもを受け入れ、教育と保育を一体的に提供できる施設です。

アンケート調査では、幼児期の教育ニーズは18.2%と高くなく、母親の就労希望をみると、今後も保育ニーズの方が高まることが予測されます。

現在、本村には保育所が2か所あり、在籍児童の割合も6割程度と、待機児童等は発生していません。また、今後の少子化傾向を考慮すると、現在の保育所を認定こども園に移行する必要性は高くありません。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と推進方策

保育所については、より質の高い教育・保育が提供できるよう、人材の確保に努めるとともに、研修の実施など、人材の育成に努めます。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

保育所は、子ども・子育て支援の中心的な施設であり、地域型保育事業は、補完的な位置づけとなります。

第2期計画期間においては、地域型保育事業は展開されていませんが、今後、必要性が発生した際は、柔軟に対応していきます。

(4) 保育所と小学校等との連携

保育所での生活が小学校入学以降の学ぶ力の土台づくりにつながることに配慮した教育・保育の実施を図ります。

また、行事を通じた児童の交流や体験学習などの連携を通じて小学校への円滑な接続を図ります。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月より実施された幼児教育・保育無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設され、教育・保育給付の対象外である幼稚園（未移行園）、認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等が給付の対象となりました。

現在のところ、村内には対象となる施設はありませんが、村外の対象サービス利用での給付申請について、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設においてとりまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組んでいます。

第5章 分野別施策

基本目標1 すべての家庭が安心して子育てできるむら

(1) 子育て支援の情報提供とネットワークづくり

核家族化の増加などにより、育児に関する相談相手のいない子育て家庭が今後も増加していくことが見込まれる中、子育て家庭を孤立させないようにするための支援が求められています。

本村では、子育てに関する不安や悩みを軽減するため、利用できるサービスや医療機関の情報、相談窓口など、出産や子育てに関する情報提供の充実に取り組むとともに、多忙な子育て世帯が必要な情報に素早く気軽にアクセスできる情報発信体制の整備や、わかりやすい情報の発信に取り組みます。

また、子育て世帯同士の交流や地域ボランティアの子育て支援活動を促進することで、地域全体で子育てを支えるネットワークづくりを支援し、保護者の育児不安・育児ストレスの軽減や、幼児期の子どもが他者との交流を通じて社会性を育む機会の提供に取り組みます。

具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① 保育サービス及び子育て支援サービスの情報提供		福祉健康課	継続
事業内容	保育サービス及び地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握し、子育て支援ホームページや「広報やまなかこ」における子育てコーナーを通じて、子育て全般についての情報提供やケースマネジメントなどの支援を行います。		
今後の方向性	出生届時の子育て支援サービスガイドの配布及び赤ちゃん訪問や乳幼児健診の場での情報提供を継続するとともに、情報発信体制の強化に取り組みます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② 子育てガイドブックの作成・配布		福祉健康課	継続
事業内容	各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知され、利用の向上が図れるよう、関係各課との連携のもと、子育てガイドブックを作成し、配布します。		
今後の方向性	情報を継続的に更新し、出生届時や転入時の配布、ホームページでの公開を引き続き行います。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
③ 子育て支援ネットワークの形成		福祉健康課	修正
事業内容	地域における子育て支援の推進を図るために、家庭・学校・保育所・子育てサークル・関係機関・関係団体等が連携し、情報を共有化し、一体となって総合的な子育て支援づくりを進めていくことのできるネットワークを形成します。		
今後の方向性	子育て支援センターを中心に交流の場づくりに努め、子育て世帯同士のつながりや地域ボランティアとのつながりを支援します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
④ 子育てサポーターの活動の場の拡大		福祉健康課	継続
事業内容	地域で子育て家庭を応援する子育てボランティアである子育てサポーター（登録制）が、村の各事業に参加して子育てのサポートを実践していきます。		
今後の方向性	各種団体やNPOとの連携を強化し、継続して子育てサポーターの募集と活動の場の拡大を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑤ ブックスタート事業		福祉健康課	継続
事業内容	関係機関との連携のもと、毎月、4か月児健康診査を受診する親子に読み聞かせを行い、交流を深めるとともに、絵本をプレゼントすることで、絵本のぬくもりを伝えます。		
今後の方向性	保護者に絵本や読み聞かせの大切さを伝えるために事業を継続するとともに、外国語の絵本の提供等を検討します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑥ こども家庭センターの設置		福祉健康課	新規
事業内容	「児童福祉」・「母子保健」の機能を一体化し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談や支援を行う「こども家庭センター」の設置を目指します。		
今後の方向性	こども家庭センターの設置に向けて、実施体制の検討や体制の整備に取り組みます。		

(2) きめ細かい取り組みを必要とする子どもと家庭への支援

現在、本村には障害のある子どもや医療的ケア児、外国籍の子どもなど、多様な子どもたちがいます。様々な背景を持つ子どもたちが、誰一人取り残されることなく豊かな育ちを送ることができるよう支援していくことが求められています。

本村では、すべての子どもが障害の有無や生まれ育った環境などに左右されることなく、安心して豊かに成長できるよう、経済支援や福祉サービスなど各種支援を提供しています。

また、必要な人に必要な支援が行き届くよう、各種支援についての情報発信や関係機関との連携を密にし、一人ひとりの特性や状況に応じた支援につなげられる体制づくりに取り組みます。

具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① ひとり親家庭等に対する支援体制の充実		福祉健康課	継続
事業内容	民生委員や村の保健師による相談や家庭訪問による助言・指導を実施するとともに、「広報やまなかこ」やホームページにおいて、ひとり親家庭に対する様々な支援に関する情報提供を行います。		
今後の方向性	ひとり親家庭への相談支援を充実させ、必要な支援制度につなげるとともに、ひとり親家庭が孤立せず安全・安心に生活できるよう関係機関と連携して支援に取り組みます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② 障害の原因となる疾病等の早期発見・治療の推進		福祉健康課	継続
事業内容	母子健康手帳交付時、各種乳幼児健診時などあらゆる機会において、障害の原因となる疾病等の早期発見に努め、早期の治療・療育につなげることができるよう支援します。		
今後の方向性	妊娠期、出生時から把握できる疾病を医療機関と連携し、必要な検査や治療ができるよう個別支援を実施します。また、発達障害等については乳幼児健診を活用し、早期発見・早期フォローを図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
③ 障害児に対する適切な医療、リハビリの提供		福祉健康課	継続
事業内容	関係機関との連携・協力のもと、適切な時期に関わり、保護者が子どもの現状を理解し、その子どもにとってよい方向性でリハビリテーションができるよう相談・支援等の事後指導を行います。		
今後の方向性	保育所や心理士とも連携しながら、適切な時期に医療やリハビリにつながるよう支援します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
④ 障害福祉サービスの充実		福祉健康課	継続
事業内容	障害を持つ児童ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう居宅介護や児童発達支援、放課後等デイサービスなど障害福祉サービスの提供体制を整備します。		
今後の方向性	障害児等が住み慣れた地域で自立して安心した生活ができるよう、障害児福祉計画等に基づいて障害福祉サービスを充実させます。また、「児童発達支援センター」について、設置に向けて富士北麓圏域で協議していきます。		
事業・施策の名称		担当課名	区分
⑤ 障害児保育の充実		福祉健康課	継続
事業内容	保育所において、集団生活が可能な障害のある児童を受け入れ、健常児と同程度の保育等を実施することにより、当該障害児の福祉の向上を図ります。		
今後の方向性	保育士を確保し、入園希望児の受入継続を図るとともに、卒園後の進路も考慮し、保護者や教育委員会とも連携しながら、適切な保育の実施に取り組みます。		
事業・施策の名称		担当課名	区分
⑥ 児童虐待防止ネットワーク体制の強化		福祉健康課	継続
事業内容	福祉、医療、保健、教育、警察などの地域の関係機関等で構成された山中湖村要保護児童対策地域協議会の運営を強化し、児童虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を講じます。		
今後の方向性	引き続き関係機関と連携し、早期発見と迅速かつ適切な対応ができる体制の確保に努めます。		
事業・施策の名称		担当課名	区分
⑦ 妊娠期から継続した相談・支援体制の整備		福祉健康課	継続
事業内容	乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業により、母親の育児不安解消や児童虐待発生予防の早期介入に努めるとともに、乳幼児健診時にも個別に相談・支援を行います。また、子育て支援センターやつどいの広場などでも、随時、子育ての悩みや不安の軽減を図るための相談や助言等を行います。		
今後の方向性	すべての妊婦が必要なサービスを利用できるよう、個々のニーズに適した個別支援計画を作成し、事業を継続します。		

基本目標2 健やかに産み育てることができるむら

(1) 子どもや母親の健康の確保

安全な出産や、乳児期・幼児期の子どもの豊かな成長のためには母子の心身の健康確保が必要不可欠です。さらに、高齢出産の増加により産後の回復に時間がかかる人も増加しているため、支援の重要性が高まっています。

本村では、妊娠期から出産、子育てにわたり母子の健康を確保するため、健康診査や予防接種等を実施するとともに、食育の推進や歯科健康教育など母子の健康に関する啓発活動や情報提供に取り組めます。

また、妊娠届出時や出生届出時、乳幼児健診、家庭訪問等の機会を最大限活用し、出産や育児に関する知識の普及に努めると同時に産前産後の母子の心身の健康状態の確認を行い、産後ケアや必要な支援につなげます。

具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① 妊婦保健事業		福祉健康課	継続
事業内容	妊婦の健康管理を支援するため、母子健康手帳を交付し、個別指導や相談を実施し、妊婦の健康を促進します。		
今後の方向性	妊婦の健康課題を把握し、個別支援を実施するとともに、妊婦健診の受診状況や結果等を継続的に把握し、新たな支援が必要と考えられた場合には介入できるよう取り組めます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② 両親学級		福祉健康課	継続
事業内容	妊婦とその夫、家族を対象に、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を習得することで、出産・育児に対する不安を解消するとともに、参加者の交流の場として、両親学級を開催します。また、つどいの広場「じゃんけんぽん」の協力のもと、お産の経験など先輩ママから話を聞くことができる機会を提供します。		
今後の方向性	教室参加者のアンケート等をもとに内容や開催時間、場所等を検討し、希望者が参加しやすい事業になるように取り組んでいきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
③ 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業		福祉健康課	継続
事業内容	愛育・民生委員や地域組織による訪問・声かけ及び乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業による保健師等の訪問を実施します。		
今後の方向性	本村で出生したすべての子どもと母親のもとへ家庭訪問し、母子の健康や家庭状況等を確認することで必要な支援につなげます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
④ 乳幼児健康診査・健康相談		福祉健康課	継続
事業内容	乳幼児の成長・発達の評価、疾病・異常の早期発見、育児支援、健康増進を目的に、成長段階に応じた健康診査・健康相談を実施します。【4か月・7か月・10か月・1歳6か月・2歳・3歳・5歳】		
今後の方向性	乳幼児健診と健康相談の継続的な実施に取り組むとともに、外国籍児童等には外国語併記の媒体や翻訳ツール等を活用することで支援の充実を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑤ 乳幼児の歯の健康づくり		福祉健康課	修正
事業内容	乳児家庭全戸訪問時のむし歯予防に関する説明や、各種健診における個別指導やフッ素塗布、保育所での歯科教室の開催など、各成長段階に応じて、歯の健康づくりに関する指導を実施します。		
今後の方向性	乳幼児健診での歯科衛生士による歯科相談・健康教育を継続するとともに、保育所での歯科教室の開催に向けて検討します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑥ 子どもの事故予防のための啓発		福祉健康課	継続
事業内容	各種健診などを通じて、保護者に対し、子どもの発達を理解するとともに、各ライフステージに対応した事故予防対策についての個別指導を実施します。		
今後の方向性	乳幼児健診や出生届時にリーフレット等を用いて事故予防についての指導を実施します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑦ 予防接種		福祉健康課	継続
事業内容	予防接種法及び結核予防法に基づき、各種予防接種を実施します。【麻しん・風しん、二種混合（ジフテリア・破傷風）、四種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ）、五種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・ヒブワクチン）、日本脳炎、BCG、子宮頸がん等予防ワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌、水痘、B型肝炎、ロタウイルスワクチン】		
今後の方向性	正しい知識の普及、接種の必要性の理解の普及啓発を行い、接種率の向上を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑧ ウェルカム事業		福祉健康課	継続
事業内容	乳児家庭全戸訪問事業等を活用して、新生児には山中湖村で生まれてきてくれた喜びと感謝の気持ちを込めて、出産を終えた母親には労いの気持ちを込めて、手作りのプレゼントを渡します。		
今後の方向性	事業のPRを実施するとともに、より良いプレゼントができるよう内容についても検討します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑨ 乳児とその保護者を対象とした食育事業		福祉健康課	継続
事業内容	離乳食の意味等を理解し、時期にあった進め方ができるよう、乳児健康相談時の個別指導を実施します。また、離乳食教室では調理実習を行い、より実践につながりやすい指導をします。		
今後の方向性	つどいの広場での離乳食教室の開催を継続するとともに、離乳食教室とあわせて栄養相談を実施できるよう検討します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑩ 幼児とその保護者を対象とした食育事業		福祉健康課	拡大
事業内容	各種健診時に、フードモデルを活用して、日常生活に活かせるよう具体的な食事内容、食事を示して、管理栄養士による指導を実施します。		
今後の方向性	つどいの広場と連携して事業を継続するとともに、事業を拡大し、村事業としての開催や土日の開催に向けた調整を行います。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑪ 保育所・小中学校での食育事業		福祉健康課 教育委員会	継続
事業内容	児童や保護者の食育についての理解を深めるため、栄養バランスのとれた、季節・行事に配慮した給食を提供するとともに、献立表を通じて食に関する情報提供、菜園での農作物の栽培、収穫、調理実習などを実施します。また、小中学校においては、「早寝、早起き、朝ごはん」を推進し、朝食の重要性を啓発します。		
今後の方向性	朝食摂取や家族で食卓を囲むこと等の重要性についての啓発を継続し、食育推進に取り組みます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑫ 地域での食育対策		福祉健康課	継続
事業内容	地域として食育への関心を高めるため、食生活改善推進員による食育ボランティアの実践や、母子保健連絡会・栄養士部会による保育所、学校、行政での共通メニューの行事食・地場産食の提供を行います。		
今後の方向性	食生活改善推進員会の事業を通じて、村全体の健康増進を図るとともに、関係機関と連携し、伝統食や昔ながらのよい食べ物に関する情報・知識の普及啓発を図ります。		

(2) 思春期保健対策の充実

子どもが身体だけでなく精神的にも大きく成長し、子どもから大人へと移行する思春期は、行動範囲が広がり、様々な人と関わる中で社会性を育む時期である一方、飲酒、喫煙、薬物乱用や、いじめ・不登校といった問題が増加する時期でもあります。

本村では、思春期の子どもの健康の保持増進を担う養護教諭の支援体制を強化し、学校と連携を密にすることで、飲酒、喫煙、薬物乱用防止教育などをはじめとした学校保健教育を推進します。

また、スクールカウンセラーへ悩みを気軽に相談できる環境を整備することで、いじめや不登校、その他思春期の悩みに対する心のケアの充実を図ります。

具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① 思春期保健対策		福祉健康課 教育委員会	継続
事業内容	学童期及び思春期における心身の健康、豊かな人間性を育むことを目的として、喫煙防止や薬物乱用の防止の教育を実施します。		
今後の方向性	飲酒、喫煙、薬物乱用防止のため、学校との連携を強化し、情報共有を図りながら健康教育を実施します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② 性の逸脱行動の問題等についての教育・啓発		教育委員会	継続
事業内容	児童生徒が、性について正しく理解し、人権尊重、男女平等、命の大切さなどに基づく正しい異性観を持ち、望ましい行動が取れるよう、発育・発達段階に応じた教育・啓発活動を推進します。また、愛育会が中心となり、“性”、“命”を大切にできるように「いのちの授業」の展開に取り組みます。		
今後の方向性	養護教諭を中心に、継続して教育・啓発に取り組みます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
③ 心のケアに関する体制の整備		教育委員会	継続
事業内容	いじめ・不登校や問題行動等に対応するため、中学校にスクールカウンセラーを配置し、生徒の悩みなどの相談に応じます。		
今後の方向性	カウンセラー相談を継続するとともに、学校の要望に沿えるよう、体制の強化を図ります。		

(3) 小児医療の充実

小児科医の不足・地域偏在は全国的な課題となっている一方、子育て世帯が安心して子育てするためには、子どもが地域において充実した医療サービスを受けられることが重要です。

本村の子どもが地域において安心して医療サービスを受けられるよう、近隣自治体や医師会、県等と連携し、小児医療体制の充実を図ります。

また、各種医療費助成の実施により医療にかかる際の経済的負担を軽減するとともに、適切な医療のかかり方についての指導を行うことで、子どもの健やかな成長を支えます。

具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① 小児医療の充実		福祉健康課	継続
事業内容	出生から高校生までの医療費助成を実施するとともに、医師会や近隣自治体と連携し、小児医療の充実を図ります。		
今後の方向性	医療費の助成を継続するとともに、適切な医療のかかり方についての啓発に取り組みます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② 小児救急医療体制の整備		福祉健康課	継続
事業内容	保護者が安心して育児に取り組めるよう、小児医療体制の整備を図ります。		
今後の方向性	医師会や近隣自治体を含む関係機関との連携強化を図りながら、小児救急医療体制の整備に取り組めます。		

基本目標3 豊かな個性を育み、親と子どもがともに学び育つむら

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

学校教育は、一生を通じての成長と発達の基礎として、必要な知識や能力を習得する場であるとともに、子どもにとって学校は安全に安心して過ごし、他者と関わりながら育つ、大切な居場所の一つでもあります。本村においては、子ども一人ひとりの個性や創造性を大切にし、それぞれの優れた個性を伸ばせる学校教育を推進しています。また、児童生徒の多様化や部活動の地域移行といった学校環境の変化に対して、子どもの目線に立って考えることを徹底するとともに、学校と連携して柔軟に対応し、より良い教育環境の整備に取り組みます。

具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① きめ細かな指導の充実		教育委員会	継続
事業内容	少人数クラスの導入を進め、ぬくもりのある教育の充実を推進します。		
今後の方向性	多様化する児童生徒に対し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導を行えるよう、人材の確保に取り組みます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② 外部の人材の協力による学校の活性化		教育委員会	継続
事業内容	児童生徒の体験的な学習の充実を図るため、幅広い経験や優れた知識・技術を持つ地域在住の専門家・社会人を学校に招き、授業の中で活用します。また、地元への関心を深め、ひいては地域の歴史や習慣等に興味を抱くことができるよう、社会科の授業において、村内の公民館や図書館等の見学を実施します。		
今後の方向性	地域人材リストを作成し、多くの分野の人材を学校教育に活用できるように情報発信を行うとともに、地域人材の確保に取り組みます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
③ 子どもの心に響く道徳教育の充実		教育委員会	継続
事業内容	担任による道徳授業の充実を図るとともに、あらゆる分野において道徳心が教育されるよう学校に情報を提供します。		
今後の方向性	学校での道徳教育を支援します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
④ 部活動への外部指導者の活用		教育委員会	継続
事業内容	中学校において、教職員の中に専門的な技術指導力を備えた指導者のいない部活動に対して、専門の外部指導者を派遣し、実技指導及び補助を行います。		
今後の方向性	部活動地域移行についての検討を進めるとともに、外部人材の確保を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑤ 特色ある学校づくりの推進		教育委員会	継続
事業内容	三校とも児童生徒の実態や学校の実態を踏まえ、創意ある教育活動を展開します。		
今後の方向性	各校におけるカラーは守りつつ、時代とともに変化している授業形態の中で様々な学校独自の授業を提案することで、児童生徒にとって楽しく学べる学校を目指します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑥ 教員の質の向上		教育委員会	継続
事業内容	夏季休業中の研修への積極的参加及び自己研修の啓発を図りながら、教員の質の向上を図ります。		
今後の方向性	各種研修を継続して実施することで、質の向上を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑦ 安全管理に関する取り組み		教育委員会	継続
事業内容	児童生徒の登下校の安全管理及び安全指導そして学校施設の安全点検の実施等、継続的に行っていきます。		
今後の方向性	PTAや地域の協力を得ながら、清掃及び美化活動の実施や通学路の安全管理を継続します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑧ 保育所と小学校の連携体制の構築		福祉健康課 教育委員会	継続
事業内容	村内4施設の共通理解を図りながら、平野保育所と東小学校、山中保育所と山中小学校で、職員の授業及び保育の参観、園児・児童の交流、職員間での話し合いを実施します。		
今後の方向性	各種会議を通じ、情報交換や保育所訪問の実施、入学前の児童の状態の確認を行い、学校が対応する方策を検討することで、継続的な支援の実現に努めます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑨ 教育環境の整備		教育委員会	継続
事業内容	子どもたちが安全・安心に学校生活を過ごせるように教育環境の整備に努めながら、教育効果のある指導を目指します。		
今後の方向性	子どもが安全に過ごせるよう、施設・設備の安全対策を徹底します。また、令和10年4月の統合小学校の開校に向け、関係部署が一体となり取り組みます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑩ 学校における英語教育の推進		教育委員会	継続
事業内容	小中学校にALT（Assistant Language Teacher）を派遣し、英語教育の充実と国際理解教育の推進を図ります。		
今後の方向性	外国人講師（ALT）を活用することで児童生徒の英語力向上を図り、次代を担う人材の育成に努めます。		

(2) 家庭や地域の教育力の向上

子どもが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につけていく上で、家庭や地域でのふれあいは重要な役割を果たしています。

本村では、保護者が家庭において子どもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行えるよう、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。

また、地域の中で子どもが世代間交流や自然体験活動をはじめとした多様な体験をする機会を充実させ、豊かな人間性を育むことができる環境の整備に取り組みます。

具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① 家庭教育に関する学習機会や情報の提供		教育委員会	継続
事業内容	保護者や地域住民のニーズにあう学習講座の開設等、取り組んでいきます。		
今後の方向性	放課後子ども教室（くじらっこ塾）の開催を継続するため、教育人材の確保に取り組みます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② 自然体験活動・体験活動の機会の充実		教育委員会	継続
事業内容	子どもたちが多様な価値観を学び、社会性を身につけるために、関係団体と連携し、また地域の参画を得ながら、健全育成に努めます。		
今後の方向性	夏休みを中心とした各種体験活動の実施を継続するとともに、児童生徒のニーズに応じた活動ができるよう、開催内容を検討します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
③ 子どもたちのスポーツ環境の整備		教育委員会	修正
事業内容	子どもたちがスポーツを楽しめる環境を整備します。		
今後の方向性	子どもたちにスポーツを楽しめる環境を提供するため、統合型スポーツクラブへの切替の検討や、指導者の確保に取り組みます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
④ 公民館、文学館、情報創造館の利用促進		教育委員会	拡大
事業内容	子どもたちの健全育成を図るため、公民館、文学館、情報創造館など、地域に根付いた社会資源の利用促進に努めます。		
今後の方向性	指定管理者による各種イベントの開催などを通じて、利用促進を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑤ 地域における国際交流の推進		教育委員会	修正
事業内容	グローバル化が進んでいる現状で国際交流の推進を図っていくことは重要であるため、国際交流事業を実施します。		
今後の方向性	グローバル化に対応するため、国際交流事業の実施に向けた方向性等を検討します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑥ 中・高校生等が乳幼児とふれあう機会の充実		福祉健康課	継続
事業内容	中・高校生を対象に、いのちの大切さを学ぶとともに、将来、父親・母親となる自覚を高めるため、つどいの広場にて乳幼児とのふれあい体験学習の機会を提供します。		
今後の方向性	職業体験の受け入れを継続するとともに、体験内容の充実を図ります。		

基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしいむら

(1) 仕事と子育ての両立支援

共働き世帯の増加など社会構造の変化や、女性の社会進出を支える上で、家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援するとともに地域社会全体で支援する環境づくりが求められています。

本村では、それぞれの家庭の事情やニーズに応じた多様な働き方を推進するため、村内事業所に対してワークライフバランスに関する先進的な取り組み事例の情報提供など啓発活動を行います。

また、仕事と子育てを両立できる社会の実現に向けて官民一体となって取り組むため、役場内においても働き方改革や育児休業の取得勧奨など労働環境の整備に取り組みます。

具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① ワークライフバランスに関する広報・啓発		総務課	継続
事業内容	男女が対等な責任を持って仕事と家庭の両立ができる環境を目指し、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）等に関わる関係各法や制度の周知を行います。		
今後の方向性	ワークライフバランスの実現に向けた啓発を継続するとともに、官民一体となって取り組むため、役場内においても管理職及び職員の意識向上を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② 育児休業制度の活用促進		総務課	継続
事業内容	国や県と連携しながら、育児休業制度や関連機関が実施している奨励制度等について、村民ならびに村内事業所への周知を図り、女性はもとより男性に対しても育児休業制度の活用促進を働きかけます。		
今後の方向性	育児休業制度の利用促進に向けた周知を継続するとともに、役場内においても、女性職員だけではなく男性職員も取得しやすい環境の整備に努めます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
③ 保育サービスの充実		福祉健康課	拡大
事業内容	子育てと仕事の両立の支援や、子育てにかかる負担を軽減するため、保育サービスの充実に取り組みます。		
今後の方向性	多様化する働き方に対応できるよう、保育所等と連携を図りながら、保育サービスの充実に努めます。また、村では令和5年から実施している0～2歳児(満3歳未満)保育料の無料化をはじめとした経済支援に取り組みます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
④ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施		福祉健康課	新規
事業内容	月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず利用可能な通園制度（こども誰でも通園制度）の実施を目指します。		
今後の方向性	村内の保育所や関係機関等と連携し、実施に向けたサービス提供体制の検討や体制の整備に取り組みます。		

(2) すべての子どもたちが安心して育つための安全な環境づくりの支援

全国的にみると、子どもが一生残る傷を負う事件や生命を失う事故が後を絶ちません。しかし、子どもの生命・尊厳・安全を守り、犯罪被害や事故・災害からの安全を確保することは、すべての子どもが健やかに育つための大前提です。

本村においては、通学路を中心に道路交通環境の整備に取り組むとともに、交通安全教室や情報モラル教育等により、子どもたち自身の交通安全意識や防犯意識の向上を図っています。

また、地域や警察等と連携して安全管理に努め、様々なケースを想定した安全パトロール等の新たな取り組みについても検討し、子どもが事件・事故に巻き込まれることを未然に防ぐ対策を推進します。

具体的な施策・取り組み

事業・施策の名称		担当課名	区分
① 交通安全教育の充実		福祉健康課 教育委員会	継続
事業内容	警察及び交通安全協会と連携・協力し、保育所園児、小中学校の児童生徒とその保護者に対し、交通安全教室を実施します。		
今後の方向性	時代の流れに合わせた内容を検討しながら、交通安全教育の充実を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
② スクールゾーン内の時間帯車両規制の周知徹底		村土整備課	継続
事業内容	通学時間帯における車両規制等について、地元住民、観光客へ周知の徹底を図ります。		
今後の方向性	引き続き、警察とも連携し、パトロールの強化や広報等を通じて、周知していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
③ チャイルドシートの普及促進		総務課	継続
事業内容	チャイルドシートの着用の認識が深まってきているものの、子どもの年齢によっては正しい着用がされていないケースも多いため、交通安全教室や交通安全運動等で、チャイルドシートの正しい取り付け方法の周知の徹底を図ります。		
今後の方向性	引き続き、広報等を通じて、チャイルドシート着用の徹底を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
④ 地域住民による防犯活動		教育委員会	継続
事業内容	児童生徒の安全のため、登下校時の青パトロール車による防犯パトロール等を実施します。		
今後の方向性	青パトロール車での防犯パトロールを継続していくとともに、近年の複雑多様化する犯罪や有害鳥獣（猪・鹿等）への対策も検討していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑤ 青少年の非行防止の取り組み		教育委員会	継続
事業内容	毎年夏休み前に、村内の小中学校・吉田管内の高校・警察・PTA・少年補導員・区長などの関係機関・団体が集まり、各学校から夏休みの取り組みなどを報告し、それについて話し合う「青少年夏休みの過ごし方打合せ」を開催し、青少年の非行防止に努めています。		
今後の方向性	毎年、夏休みの青少年の過ごし方について活発な意見交換ができていたため、今後も打合会を継続実施し、非行防止につながる事業の展開を図ります。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑥ 子どもを犯罪等から守るための情報提供		総務課	継続
事業内容	住民、警察、消防団、地域、保育所、学校等との連携を強化し、不審者情報などの犯罪に関する情報を防災行政無線や防災アプリ、広報やまなかこ等で発信し、犯罪の発生防止に努めます。		
今後の方向性	防災無線等による情報提供を継続するとともに、発信方法等についても随時代の変化に合わせて見直しを行います。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑦ 「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動		教育委員会	修正
事業内容	子どもが犯罪に巻き込まれそうになった時に避難できるよう、学校、PTA関係者、地域等の協力のもと、各地区に「子ども110番の家」を設定し、地域の防犯体制の強化を図ります。		
今後の方向性	今後も学校、PTA関係者、地域等と連携し、子どもの安全を図るとともに、近年の複雑多様化する犯罪を防止するための対策を検討していきます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑧ 被害にあった子どもや保護者に対するカウンセリング		福祉健康課	継続
事業内容	児童相談所等の関係機関・地域の民生委員児童委員等と連携し、被害に遭った子どもに対する心のケア、その保護者に対する助言や相談など、迅速でかつきめ細かな支援体制の整備を図ります。		
今後の方向性	カウンセリングの必要な事例が発生した際に迅速に対応できるよう、児童相談所や民生委員児童委員等との連携体制を維持します。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑨ 情報モラル教育の推進		教育委員会	継続
事業内容	小中学校でインターネットやスマートフォン等の正しい利用方法・マナーなどの情報モラル教育を推進します。		
今後の方向性	子どもを取り巻く情報環境の変化に注視し、時代の変化に合わせた効果的な情報モラル教育に努めます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑩ 安全な道路交通環境の整備		村土整備課	継続
事業内容	国道と県道に関しては、関係機関と連携しながら、また、村道についても関係部署や地権者と十分協議しながら、子どもや子ども連れの親が安全・安心して通行できる道路環境の整備を計画的に図ります。		
今後の方向性	引き続き、安全な道路環境の計画的な整備を進めるとともに、学校や警察、教育委員会等との合同パトロールを通じ、安全の確保に努めます。		

事業・施策の名称		担当課名	区分
⑪ 公共施設等のバリアフリー化の推進		各施設所管課	継続
事業内容	ベビーカーなどの利用者の利便性、子どもの安全性を高めるため、段差解消やスロープの設置など、公共施設などのバリアフリー化を推進します。		
今後の方向性	すべての人が利用しやすい公共施設となるよう、バリアフリー設備の維持・管理に取り組みます。また、新築・改修においてもバリアフリーへの配慮を徹底します。		

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の周知と推進体制

(1) 推進体制の確立

本計画の推進は、庁内関係各課と連携しながら、円滑かつ柔軟に計画を推進していきます。
また、村内の保育所・幼稚園・学校・地域・関係機関等との連携を強化することで、村全体で子育てを支援していく体制を整備します。

(2) 情報提供・周知

村全体で子育てを支援していく体制づくりのため、広報誌や村のホームページを活用し積極的に計画の周知・啓発を行い、子育て支援に関する情報提供の充実を図ります。

また、計画の進捗状況についても広報やホームページへの掲載などにより定期的に公表し、住民の声を反映できる体制により計画を推進していきます。

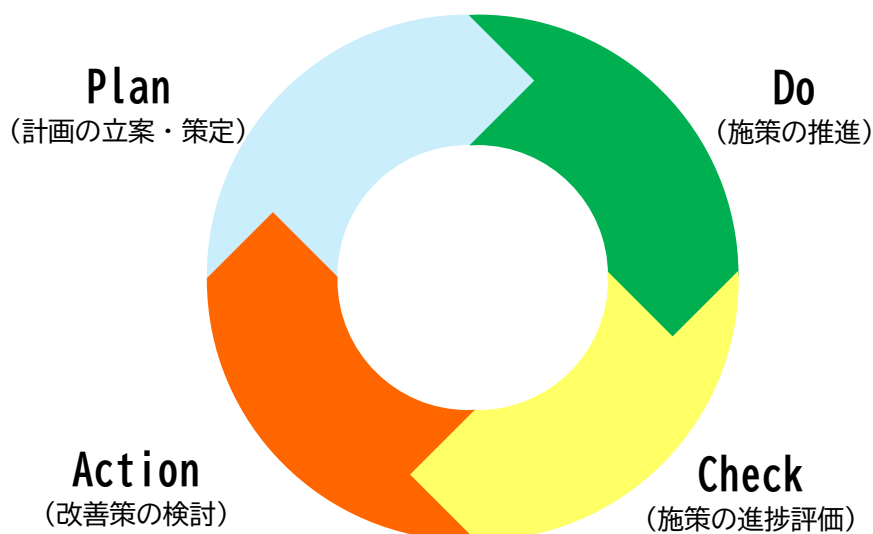
(3) 広域調整や県との連携

保育の広域利用、特別な支援を必要とする子どもへの対応など、村の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、富士北麓の周辺市町村や県と連携・調整を図り、円滑なサービスの提供に努めます。

2 計画の進捗管理

本計画の施策の進捗状況については、計画策定・実行・評価・改善（PDCA）サイクルを重視し、定期的な確認を行うとともに、子ども・子育て会議において進捗状況を確認・評価を行い、必要に応じて事業の見直しなどをすることで施策の効果的な推進に努めます。

また、本計画の重点施策として掲げた事業について、重点的に評価・点検を実施し、各事業の年度ごとの点検・評価結果を山中湖村子ども・子育て会議において報告し、意見の聴取及び反映に取り組みます。



第7章 資料編

1 山中湖村子ども・子育て協議会設置要綱

（設置）

第1条 山中湖村の次世代を担う園児、児童等の子育てを支援するため、子ども・子育て協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 自主的な子ども・子育て支援活動を推進すること。
- (2) 子ども・子育てに配慮した環境整備を促進すること。
- (3) 子ども・子育てに関する情報を交換し、参加団体等相互の連携を強化すること。
- (4) 子ども・子育てに関する広報及び啓発を実施すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な活動に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他村長が認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、山中湖村いきいき健康課が行う。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 山中湖村子ども・子育て協議会 委員名簿

	氏 名 (敬称略)	備 考
1	前 田 幸 七	山中湖村民生委員児童委員協議会長
2	坂 本 秀 親	主任児童委員
3	萱 沼 拓 也	山中保育所保護者会長
4	鈴 木 準 人	平野保育所保護者会長
5	長 田 勝 也	山中湖村連合PTA会長
6	羽 田 公 男	教育課長
7	清 水 克 佳	山中小学校長
8	大 澤 芳 久	東小学校長
9	山 田 貴 之	教育委員会総務学校係長
10	田 中 美 代 子	山中保育所長
11	大 森 江 身 子	平野保育所長
12	天 野 恵	山中保育所主任
13	志 村 り え	平野保育所主任

第3期 山中湖村子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発 行
企画・編集

山中湖村
山中湖村 福祉健康課
〒401-0595
山梨県南都留郡山中湖村山中237-1
電 話 0555-62-9976
F A X 0555-62-9981